

国の行政機関における自動体外式除細動器
(A E D) の設置、管理等に関する調査

結果報告書

平成 27 年 4 月

北海道管区行政評価局

前 書 き

平成 16 年 7 月に一定の条件の下での非医療従事者による自動体外式除細動器（以下「AED」という。AED：Automated External Defibrillator）の使用が認められてから、約 10 年が経過しており、この間、国の行政機関の庁舎等に設置されるものを含め AED の設置台数は飛躍的に増加しているとみられる。全国の AED の設置台数については、網羅的に把握されているデータはないが、公益財団法人日本心臓財団のホームページによると、平成 16 年 7 月以降 24 年 12 月までの我が国における AED の販売累計台数は、44 万 7,818 台であり、このうち、医療機関又は消防機関に設置されているものを除く公共施設などに設置され一般市民が使用できる AED（PAD：Public Access Defibrillation）が 35 万 2,087 台（78.6%）とされている。

一方、総務省消防庁の「平成 26 年版救急救助の現況」（平成 26 年 12 月 19 日）によると、全国において一般市民により除細動が実施された症例数は、心原性により心肺機能が停止した時点が一般市民により目撃された症例 2 万 25,469 件のうちの 3.6% に当たる 907 件となっており、一般市民による応急手当の一層の普及が望まれる状況にある。

厚生労働省は、平成 25 年 9 月 27 日に、AED の設置場所や配置に関する指針として、「AED の適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表している。ガイドラインでは、AED の効率的で円滑な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的として、一般市民が使用する AED の設置施設的具体例、施設内での配置方法、管理と設置情報の公開、使用に関する教育・訓練の重要性等が示されている。また、厚生労働省は、国の行政機関等が設置、管理する AED について、各府省庁等に対し、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政局長及び医薬食品局長通知）等により、適切な管理等の徹底を要請している。

しかし、国の行政機関の庁舎等に設置されている AED については、厚生労働省が AED の設置者に求めている一般財団法人日本救急医療財団への登録から漏れているものがあるほか、適切に使用するための日常的な管理等についても懸念されるものがある。

この調査は、AED を使用した応急手当の一層の普及を推進する観点から、北海道内の国の行政機関における AED の設置、管理等の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

	(頁)
第1 調査の目的等	1
第2 AEDの設置状況等の概況調査結果	3
1 国の行政機関等におけるAEDの設置状況	3
(1) 国の行政機関におけるAEDの設置状況	4
(2) 裁判所におけるAEDの設置状況	4
2 職員に対する講習の実施の有無	9
(1) AEDを自ら設置、管理している官署における講習の実施の有無	9
ア 合同庁舎管理官署における講習の実施の有無	9
イ 単独庁舎等に入居する官署における講習の実施の有無	10
(2) 共用のAEDが設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理するAEDを保有していない官署における講習の実施の有無	10
3 AEDの設置情報の登録、公表の有無	18
(1) AEDの設置情報の財団への登録の有無	19
(2) 自官署のホームページにおけるAEDの設置情報の公表の有無	19
第3 AEDの維持管理等の实地調査結果	23
1 AEDの維持管理状況	23
(1) 日常点検の実施状況	23
(2) AEDの設置場所の表示、保管場所等の状況	24
(3) 寒冷な環境下におけるAEDの保管、管理状況	25
2 職員に対する講習の実施状況	45
(1) 合同庁舎の管理官署における講習の実施状況	45
(2) 単独庁舎等に入居する官署における講習の実施状況	46
3 AEDの設置情報の登録、公表の状況	58
(1) AEDの設置情報の財団への登録状況	58
(2) AEDの設置情報の自官署のホームページにおける公表状況	60
4 ガイドライン等の内容を承知していなかった官署	77

目 次

(頁)

第2 AEDの設置状況等の概況調査結果

1 国の行政機関等におけるAEDの設置状況

図表1-①	一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による心肺蘇生が行われたもの及び一般市民によるAEDを使用した除細動が行われたものの推移	5
図表1-②	一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動が行われたものの1か月後の生存率及び1か月後の社会復帰率(平成25年)	5
図表1-③	「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正)(抜粋)	6
図表1-④	AEDの販売台数の推移(累計)	6
図表1-⑤	北海道内の行政機関及び裁判所におけるAEDの設置状況	6
図表1-⑥	北海道内の国の行政機関におけるAEDの設置官署数、設置台数	7
図表1-⑦	北海道内の裁判所におけるAEDの設置所数、設置台数	8

2 職員に対する講習の実施の有無

図表2-①	「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)	12
図表2-②	「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正)(抜粋)	13
図表2-③	「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号都道府県知事宛て消防庁次長通知)(抜粋)	14
図表2-④	共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署における入居官署の職員を対象とした講習の実施の有無	16
図表2-⑤	入居官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていない理由(図表2-④におけるア、イ及びウの10管理官署)	16
図表2-⑥	単独庁舎等に入居し、専用のAEDを設置している官署における講習の実施の有無	16
図表2-⑦	自官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていない理由(図表2-⑥におけるア及びイの57官署)	17
図表2-⑧	共用のAEDが設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理するAEDを保有していない官署における講習の実施の有無	17
図表2-⑨	自官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていない理由(図表2-⑧におけるア及びイの43官署)	17

3 AEDの設置情報の登録、公表の有無

図表3-① 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成21年4月16日付け医政発0416001号薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）	20
図表3-② AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A（平成21年4月16日）（抜粋）	20
図表3-③ 厚生労働省のホームページにおけるAEDの設置情報を財団へ登録することについての周知、要請状況	21
図表3-④ AEDの設置情報の財団への登録の有無及び自官署のホームページ上での公表の有無	22
図表3-⑤ AEDの設置情報を財団へ登録していない理由（図表3-④における（X）の158官署）	22
図表3-⑥ AEDの設置情報を財団へ登録し、かつ、自官署のホームページ上でも公表している官署	22

第3 AEDの維持管理等の実地調査結果

1 AEDの維持管理状況

(1) 日常点検の実施状況

図表1-(1)-① 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成21年4月16日付け医政発0416001号薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）	27
図表1-(1)-② AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A（平成21年4月16日）（抜粋）	28
図表1-(1)-③ 厚生労働省のホームページにおける日常点検を励行することについての周知、要請状況（抜粋）	30

○ 日常点検に関する事例

事例表1-(1)-①	31
開庁日には毎日実施することが望まれる日常点検を、月に1回、週に1回などしか実施していない又は担当者が休暇を取得した日には点検が実施されていないもの（6官署6事例）	
事例番号（点検-1）旭川地方法務局	31
事例番号（点検-2）旭川財務事務所	31
事例番号（点検-3）苫小牧税務署	31
事例番号（点検-4）室蘭税務署	31
事例番号（点検-5）北見運輸支局	32
事例番号（点検-6）釧路地方法務局帯広支局	32
事例表1-(1)-②	32
点検結果を記録していない又はAEDごとの点検結果が分からないなど点検結果の記録が適切でないもの（7官署7事例）	

事例番号（点検－7）旭川東税務署	32
事例番号（点検－8）苫小牧税務署	32
事例番号（点検－9）室蘭税務署	32
事例番号（点検－10）札幌開発建設部	33
事例番号（点検－11）釧路運輸支局	33
事例番号（点検－12）北見運輸支局	33
事例番号（点検－13）札幌高等検察庁	33
事例表1－(1)－③	34
電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載する表示ラベルのAED本体等への取付けや表示ラベルの記録内容が適切でないもの（5官署5事例）	
事例番号（点検－14）旭川地方法務局	34
事例番号（点検－15）旭川東税務署	34
事例番号（点検－16）苫小牧税務署	34
事例番号（点検－17）室蘭税務署	34
事例番号（点検－18）札幌東公共職業安定所	35
事例表1－(1)－④	35
AEDの使用に関する講習の受講歴がない者又は受講歴が不明な者が点検を実施しているもの（6官署6事例）	
事例番号（点検－19）札幌法務局札幌西出張所	35
事例番号（点検－20）札幌高等検察庁	35
事例番号（点検－21）苫小牧税務署	35
事例番号（点検－22）釧路労働基準監督署	36
事例番号（点検－23）釧路運輸支局	36
事例番号（点検－24）北見運輸支局	36

(2) AEDの設置場所の表示、保管場所等の状況

図表1－(2) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団）（抜粋）	37
---	----

○ AEDの設置場所の表示、保管場所等に関する事例

事例表1－(2)－①	38
庁舎入口、庁舎内の入居官署案内板、エレベーターホール、エレベーター内等に、来庁者等のためにAEDの設置場所等を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの（16官署16事例）	
事例番号（表示－1）函館地方法務局	38
事例番号（表示－2）旭川地方法務局	38
事例番号（表示－3）釧路地方法務局帯広支局	38
事例番号（表示－4）北海道財務局	39
事例番号（表示－5）函館財務事務所	39
事例番号（表示－6）釧路財務事務所	39
事例番号（表示－7）函館税関	40
事例番号（表示－8）札幌国税局	40

事例番号（表示－9）旭川東税務署	40
事例番号（表示－10）苫小牧税務署	40
事例番号（表示－11）室蘭税務署	41
事例番号（表示－12）釧路労働基準監督署	41
事例番号（表示－13）北見公共職業安定所	41
事例番号（表示－14）苫小牧公共職業安定所	41
事例番号（表示－15）札幌開発建設部	42
事例番号（表示－16）国営滝野すずらん丘陵公園事務所	42
事例表1－(2)－②	43
事務室の書庫内など来庁者等の目につきにくい場所にAEDが保管されているもの（3官署3事例）	
事例番号（保管－1）苫小牧税務署	43
事例番号（保管－2）室蘭税務署	43
事例番号（保管－3）釧路労働基準監督署	43
図表1－(3) 「寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について」（平成26年12月18日付け薬食安発1218第1号別記代表者宛て厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）	44

2 職員に対する講習の実施状況

図表2－① 「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団）（抜粋）	48
図表2－② 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）	49
図表2－③ 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救第41号都道府県知事宛て消防庁次長通知）（抜粋）	50

(1) 合同庁舎の管理官署における講習の実施状況

○ 講習に関する事例（合同庁舎の管理官署）

事例表2－(1)－①	52
AEDを設置後、入居官署の職員を対象とした講習を1回も実施していないもの（2官署2事例）	
事例番号（講習－1）札幌高等検察庁	52
事例番号（講習－2）釧路財務事務所	52
事例表2－(1)－②	53
自官署の職員のみを対象とした講習しか実施していないもの（2官署2事例）	
事例番号（講習－3）函館税関	53
事例番号（講習－4）札幌国税局	53
事例表2－(1)－③	53
入居官署職員を対象とした講習を実施しているが、直近3年間に実施していないもの（2官署2事例）	
事例番号（講習－5）北海道財務局	54
事例番号（講習－6）北海道財務局小樽出張所	54

(2) 単独庁舎等に入居する官署における講習の実施状況

○ 講習に関する事例（単独庁舎等入居官署）

事例表 2-(2)-① 55
AEDを設置後、自官署の職員を対象とした講習を1回も実施していないもの（4官署4事例）

事例番号（講習-7）札幌法務局札幌西出張所 55

事例番号（講習-8）苫小牧税務署 55

事例番号（講習-9）釧路運輸支局 55

事例番号（講習-10）北見運輸支局 55

事例表 2-(2)-② 56

直近3年間に自官署の職員を対象とした講習を実施しているが、職員数に比べて講習受講者数が少ないと考えられるもの（4官署4事例）

事例番号（講習-11）釧路労働基準監督署 56

事例番号（講習-12）苫小牧公共職業安定所 56

事例番号（講習-13）北見公共職業安定所 57

事例番号（講習-14）札幌開発建設部 57

3 AEDの設置情報の登録、公表の状況

図表 3-① 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成21年4月16日付け医政発0416001号 薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋） 61

図表 3-② AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A（平成21年4月16日）（抜粋） 61

図表 3-③ 厚生労働省のホームページにおけるAEDの設置情報を財団へ登録することについての周知、要請状況 62

図表 3-④ AEDの設置情報を財団へ登録する際の設置場所のカテゴリー 63

(1) AEDの設置情報の財団への登録状況

○ AEDの設置情報の財団への登録状況に関する事例

事例表 3-(1)-① 64

保有する全てのAEDの設置情報を財団へ登録していないもの（8官署8事例）

事例番号（登録-1）札幌法務局札幌西出張所 64

事例番号（登録-2）札幌高等検察庁 64

事例番号（登録-3）旭川財務事務所 64

事例番号（登録-4）釧路財務事務所 64

事例番号（登録-5）札幌国税局 65

事例番号（登録-6）旭川東税務署 65

事例番号（登録-7）苫小牧税務署 65

事例番号（登録-8）国営滝野すずらん丘陵公園事務所 65

事例表 3-(1)-② 66

保有するAEDの全部又は一部の設置情報を登録しておらず、かつ、i) 登録されているAEDの設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」となっているなど登録内容が適当でない、ii) 更新前のAEDの設置情報が登録されたままであり、設置場所のカテゴリーも「そ

の他の不特定多数が利用する民間施設」となっているなど登録内容が適当でないもの（4官署4事例）

事例番号（登録－9）北海道財務局	66
事例番号（登録－10）北海道財務局小樽出張所	66
事例番号（登録－11）函館税関	67
事例番号（登録－12）室蘭税務署	67
事例表3－(1)－③	68

保有する全てのAEDの設置情報が財団へ登録されているが、i) 設置位置の情報が財団のホームページ上で公表されていない、ii) 設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」や「その他」の区分で登録されている、iii) 既に廃棄されたAEDが登録されたままとなっているなど登録内容が適当でないもの（8官署8事例）

事例番号（登録－13）釧路地方法務局帯広支局	68
事例番号（登録－14）釧路労働基準監督署	68
事例番号（登録－15）北見公共職業安定所	68
事例番号（登録－16）苫小牧公共職業安定所	68
事例番号（登録－17）札幌開発建設部	69
事例番号（登録－18）釧路運輸支局	69
事例番号（登録－19）北見運輸支局	69
事例番号（登録－20）函館地方气象台	69
図表3－⑤ 財団のホームページ上で公表されている設置場所のカテゴリーが適当でない （「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」以外のカテゴリーで登録されている、同一機関管下の各官署でカテゴリーが区々となっている等）と考えられる官署の例（平成26年12月1日現在）	71

(2) AEDの設置情報の自官署のホームページにおける公表状況

○ AEDの設置情報の自官署のホームページにおける公表状況に関する事例

事例表3－(2)－①【推奨事例】	72
自官署のホームページ上においてAEDの設置情報を公表しているもの（1機関2官署）	
事例番号（公表－1）函館地方气象台及び稚内地方气象台	72
事例表3－(2)－②	73
自官署のホームページ上で公表しているが、一部のAEDを公表していないもの（1機関1官署）	
事例番号（公表－2）国営滝野すずらん丘陵公園事務所	73
事例表3－(2)－③	
自官署のホームページ上でAEDの設置情報を公表していないもの（11機関22官署）	74
事例番号（公表－3）札幌法務局札幌西出張所	74
事例番号（公表－4）函館地方法務局	74
事例番号（公表－5）旭川地方法務局	74
事例番号（公表－6）釧路地方法務局帯広支局	74
事例番号（公表－7）札幌高等検察庁	74

事例番号（公表－8）北海道財務局、函館財務事務所、旭川財務事務所、釧路財務事務所及び北海道財務局小樽出張所	75
事例番号（公表－9）函館税関	75
事例番号（公表－10）札幌国税局、旭川東税務署、苫小牧税務署及び室蘭税務署	75
事例番号（公表－11）釧路労働基準監督署、北見公共職業安定所、苫小牧公共職業安定所及び札幌東公共職業安定所	75
事例番号（公表－12）札幌開発建設部	76
事例番号（公表－13）釧路運輸支局及び北見運輸支局	76

4 ガイドライン等の内容を承知していなかった官署

図表4－① ガイドライン等3通知の收受状況（平成26年12月1日現在）	78
図表4－② 平成21年通知の通知内容（抜粋）	79

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、AEDを使用した応急手当の一層の普及を推進する観点から、北海道内の国の行政機関におけるAEDの設置、管理等の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

ア AEDの設置状況等の概況調査対象機関

53機関 686官署（北海道内における国の行政機関全官署（平成26年12月1日現在））

イ AEDの維持管理等の实地調査対象機関

上記アの概況調査の対象とした53機関 686官署のうち、AEDを自ら設置、管理しているものは25機関 260官署。

实地調査の対象官署については、この25機関 260官署の中から、地域性も勘案し、i) AEDを自ら設置、管理している合同庁舎の管理官署5機関 10官署、ii) 来庁者が多いと考えられる単独庁舎等の入居官署7機関 15官署の合計12機関 25官署を抽出した(次頁の表参照)。

(注1) 上記(1)アの調査においては、一般市民等に対して北海道内の国の機関におけるAEDの設置情報を網羅的に提供するため、国の行政機関におけるAEDの設置状況と併せ、札幌高等裁判所から協力を得て北海道内の裁判所におけるAEDの設置状況についても把握した。

(注2) 本報告書においては、ブロック機関等の上部機関のみを表す場合は「機関」と称し、当該上部機関及びその管下の官署・施設(以下「下部機関」という。)を同列で表す場合は「官署」と称している。

(注3) 本報告書で記載している「直近3年間」の期間については、特に断りのない限り、平成24年4月1日から26年12月1日までの間のことをいう。

(2) 関連調査等対象機関

北海道、札幌市

3 担当部局

北海道管区行政評価局第一部第一評価監視官

4 実施時期

平成26年12月～27年3月

表 実地調査の対象官署

上部機関	調査対象官署	管理している合同庁舎又は入居している庁舎	AEDの設置数	
合同庁舎の管理官署	札幌高等検察庁	同左	札幌第3合同庁舎管理官署	共用2台、専用1台
	北海道財務局	同左	札幌第1合同庁舎管理官署	共用2台
		函館財務事務所	函館地方合同庁舎管理官署	共用1台
		旭川財務事務所	旭川地方合同庁舎管理官署	共用1台
		釧路財務事務所	釧路地方合同庁舎管理官署	共用1台
		小樽出張所	小樽地方合同庁舎管理官署	共用1台
	函館税関	同左	函館港湾合同庁舎管理官署	共用2台
	札幌国税局	同左	札幌第2合同庁舎管理官署	共用1台、専用1台
		室蘭税務署	室蘭地方合同庁舎管理官署	共用1台、専用1台
	札幌管区気象台	稚内地方気象台	稚内港湾合同庁舎管理官署	共用1台
単独庁舎等入居官署	札幌法務局	札幌法務局札幌西出張所	単独庁舎入居	専用1台
	函館地方法務局	同左	(函館地方合同庁舎入居) ※前掲	専用1台
	旭川地方法務局	同左	(旭川地方合同庁舎入居) ※前掲	専用1台
	釧路地方法務局	帯広支局	帯広法務総合庁舎入居	専用1台
	(札幌国税局) ※前掲	旭川東税務署	単独庁舎入居	専用1台
		苫小牧税務署	単独庁舎入居	専用1台
	北海道労働局	釧路労働基準監督署	単独庁舎入居	専用1台
		北見公共職業安定所	北見地方合同庁舎入居	専用1台
		苫小牧公共職業安定所	苫小牧港湾合同庁舎入居	専用1台
		札幌東公共職業安定所	単独庁舎入居	専用1台
	北海道開発局	札幌開発建設部	単独庁舎入居	専用2台
		国営滝野すずらん丘陵公園事務所	単独庁舎(施設)	専用9台
	北海道運輸局	釧路運輸支局	単独庁舎入居	専用1台
		北見運輸支局	単独庁舎入居	専用1台
	(札幌管区気象台) ※前掲	函館地方気象台	単独庁舎入居	専用1台
	計	12 機関	25 官署	23 か所

第2 AEDの設置状況等の概況調査結果

1 国の行政機関等におけるAEDの設置状況

概況調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要、調査の目的等】</p> <p>自動体外式除細動器（以下「AED」という。AED：Automated External Defibrillator）は、心肺停止者が発生した場合に使用されることでその後の救命や社会復帰の点で優れた効果があるとされている医療機器である。総務省消防庁の「平成26年版救急・救助の現況」によると、全国において一般市民によりAEDを使用して除細動が行われた症例数は年々増加しており、心原性により心肺機能が停止した時点が一般市民により目撃された症例2万5,469件のうちの3.6%に当たる907件が一般市民により除細動が行われている。また、心原性心肺機能停止となった傷病者に対して、一般市民によりAEDを使用して除細動が行われた場合の1か月後の生存率は50.2%であり、除細動が行われなかった場合の生存率10.5%と比べて4.8倍高くなっている。1か月後の社会復帰率についても、除細動が実施された場合は42.8%であり、除細動が実施されなかった場合の社会復帰率6.5%と比べて6.6倍高くなっている。</p> <p>厚生労働省は、平成16年7月1日に、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても医師法（昭和23年法律第201号）違反にはならないことを示しており（平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正）、それ以降、国の行政機関の庁舎等に設置されるものを含めAEDの設置台数は飛躍的に増加しているとみられる。また、AEDの設置場所や配置については、具体的に根拠のある基準が示されていなかったが、厚生労働省は、平成25年9月27日に、一般市民が使用することを目的としたAEDの設置場所や配置に関する指針として、「AEDの適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表している。ガイドラインでは、AEDの効率的で円滑な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的として、一般市民が使用するAEDの設置施設的具体例、施設内での配置方法、管理と設置情報の公開、使用に関する教育・訓練の重要性等が示されている。</p> <p>全国のAEDの設置台数については、網羅的に把握されているデータはないが、公益財団法人日本心臓財団のホームページによると、平成16年7月以降24年12月までの我が国におけるAEDの販売累計台数は44万7,818台であり、このうち、医療機関又は消防機関に設置されているものを除く公共施設などに設置され一般市民が使用できるAED（PAD：Public Access Defibrillation）が35万2,087台（78.6%）とされている。しかし、国の行政機関の庁舎等に設置されているAEDについては、厚生労働省がAEDの設置者に求めている一般財団法人日本救急医療財団への登録から漏れているものがあり、設置場所等の情報の提供状況は必ずしも十分でない。</p> <p>このような状況を踏まえ、心肺停止者が発生した場合に来庁者等の一般市民が迅速にAEDを使用できるよう、不特定多数の者が利用する施設の一つである国の行政機関の庁舎等におけるAEDの設置場所等の情報を網羅した一覧表を作成、公表し、来</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> <p>図表1-④</p>

庁者等の一般市民や消防機関に対して提供することは有効と考えられる。

【調査結果】

今回当局は、以下のとおり、北海道内の国の行政機関が自ら設置、管理している全てのAED（来庁者等の一般市民への利用も想定しているもの）を書面調査により把握し、これらのAEDの設置場所等の情報を網羅した一覧表（地域別・官署別）を作成、公表することとした。これによって一般市民や消防機関に対して、国の行政機関におけるAEDの設置場所等の情報をあらかじめ提供することができ、AEDへのアクセスの向上の一助になると考えられる。

また、国の行政機関におけるAEDの設置場所等の情報に加え、北海道内の裁判所が自ら設置、管理している全てのAED（来庁者等の一般市民への利用も想定しているもの）の設置場所等の情報についても一覧表を作成し、公表することとした。

(1) 国の行政機関におけるAEDの設置状況

平成26年12月1日現在、北海道内に所在する国の行政機関全686官署のうち、260官署（37.9%）がAEDを自ら設置、管理しており、その設置台数は305台となっている。これを各官署が入居する庁舎別（合同庁舎、単独庁舎、施設等）で見ると、439か所中244か所（55.6%）でAEDが設置されている。

なお、AEDを自ら設置、管理している国の行政機関260官署のうち、AEDを設置後にAEDを使用した実績があるものが12官署（使用回数24回）みられた。

図表1-⑤

図表1-⑥

図表1-⑦

(2) 裁判所におけるAEDの設置状況

平成26年12月1日現在、北海道内に所在する全86裁判所のうち、34所（39.5%）が自らAEDを設置、管理しており、設置台数は38台となっている。これを各裁判所が入居する裁判所庁舎別で見ると、全ての裁判所庁舎（34か所）においてAEDが設置されている。

以上(1)及び(2)のAEDの設置数を合計すると、平成26年12月1日現在、北海道内の国の行政機関及び裁判所294官署・所（278か所）において343台が設置されていることとなる。

(説明)

図表 1-① 一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による心肺蘇生が行われたもの及び一般市民による A E D を使用した除細動が行われたものの推移

(単位：件 (人)、%)

区分	年	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25
	心原性かつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例 (A)		17,882	18,897	19,707	20,769	21,112	22,463	23,296	23,797
うち一般市民による心肺蘇生が行われたもの (B)		7,335	8,108	9,376	9,970	10,834	11,195	11,536	12,248	13,015
	(B/A)	41.0	42.9	47.6	48.0	51.3	49.8	49.5	51.5	51.1
うち一般市民による A E D を使用した除細動が行われたもの (C)		46	144	287	429	583	667	738	881	907
	(C/A)	0.3	0.8	1.5	2.1	2.8	3.0	3.2	3.7	3.6
うち一般市民による心肺蘇生が行われなかったもの (不明を含む。) (D)		10,547	10,789	10,331	10,799	10,278	11,268	11,760	11,549	12,454
	(D/A)	59.0	57.1	52.4	52.0	48.7	50.2	50.5	48.5	48.9

(注) 「平成 26 年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

図表 1-② 一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動が行われたものの 1 か月後の生存率及び 1 か月後の社会復帰率 (平成 25 年)

(単位：症例、%)

心原性かつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例数	25,469 (a)	1 か月後生存 (b) (生存率 b/a)	1 か月後社会復帰 (c) (社会復帰率 c/a)
うち一般市民により除細動が実施された症例数	907 (100)	455 (50.2)	388 (42.8)
うち一般市民により除細動が実施されなかった (適応でなかった) 症例数	24,562 (100)	2,580 (10.5)	1,587 (6.5)

(注) 1 「平成 26 年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

2 社会復帰率とは、全身機能カテゴリー (O P C : 脳及び脳以外の状態を類別し、身体全体としての機能を評価する分類) 及び脳機能カテゴリー (C P C : 脳に関する機能を評価する分類) が共に 1 (機能良好) 又は 2 (中程度障害) であったものの割合である。

図表 1-③ 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改正）（抜粋）

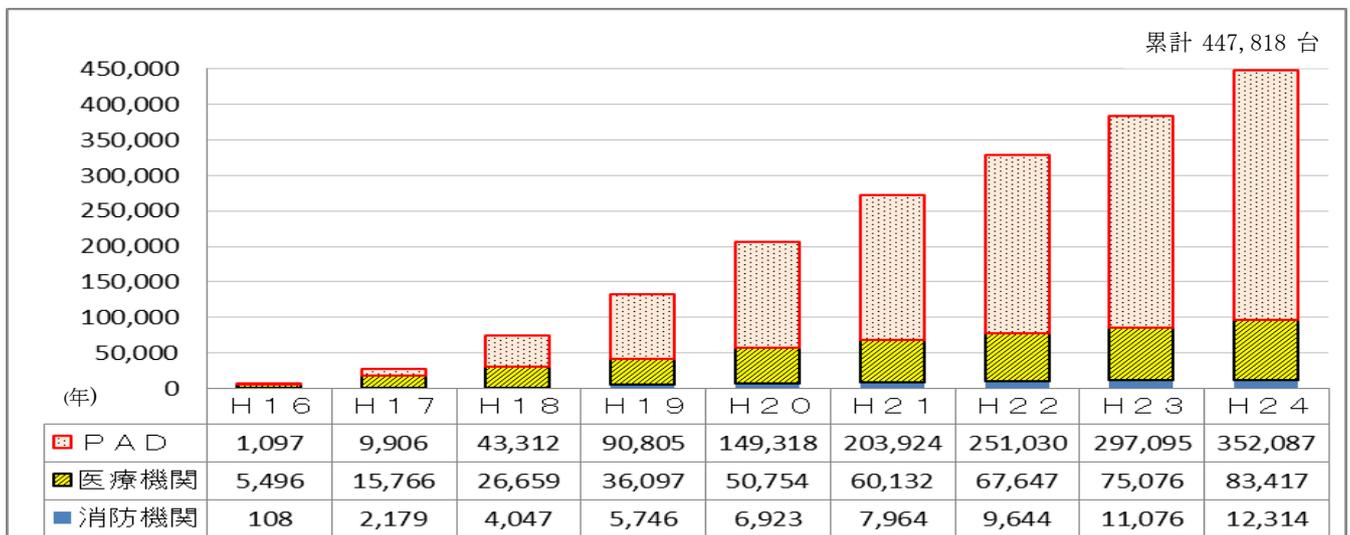
（非医療従事者による AED の使用について）
 救命の現場に居合わせた一般市民が AED を用いることには、一般的に反復継続性が認められず、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反にはならないものと考えられる。
 （業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者（非医療従事者）が AED を用いても医師法違反とならないものとされるための条件）

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED 使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用される AED が医療用具として薬事法上の承認を得ていること

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-④ AED の販売台数の推移（累計）

（単位：台）



（注） 循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告書「AED の普及状況に係わる研究」（平成 24 年 3 月）に基づき当局が作成。平成 24 年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

図表 1-⑤ 北海道内の行政機関及び裁判所における AED の設置状況

区分 機関・庁舎	道内所在官署等の数 a	AED を自ら設置、管理する官署等の数 b (b/a)	設置台数
行政機関	686 官署 (100%)	260 官署 (37.9%)	305 台
入居庁舎等数	439 か所 (100%)	244 か所 (55.6%)	
裁判所	86 裁判所 (100%)	34 所 (39.5%)	38 台
入居庁舎数	34 か所 (100%)	34 か所 (100.0%)	
合計	772 官署・所 (100%)	294 官署・所 (38.1%)	343 台
入居庁舎等数	473 か所 (100%)	278 か所 (58.8%)	

（注） 1 当局の調査結果に基づき作成。
 2 本表における AED は、当該官署・所が自ら設置、管理しており、来庁者等の一般市民への利用も想定しているものである。
 3 「入居庁舎等」とは、AED が設置されている場所（合同庁舎、単独庁舎、施設等）のことである。

図表1-⑥

北海道内の国の行政機関におけるAEDの設置官署数、設置台数

(平成26年12月1日現在 単位:官署、台)

府省庁	AEDの設置等の状況について把握した機関名及び官署数		左のうち一般市民への利用も想定したAEDを自ら設置、管理するもの	
	機関名(ブロック機関等の上部機関名)	官署数	官署数	設置台数
内閣官房	地域活性化統合事務局北海道地方連絡室	1	0	0
	アイヌ総合政策室北海道分室	1	0	0
人事院	人事院北海道事務局	1	0	0
内閣府	公正取引委員会事務総局北海道事務所	1	0	0
	警察庁	5	0	0
	北海道管区行政評価局	4	0	0
総務省	北海道総合通信局	1	0	0
法務省	札幌法務局	14	7	7
	函館地方法務局	3	1	1
	旭川地方法務局	5	1	1
	釧路地方法務局	5	2	2
	北海道地方更生保護委員会	11	0	0
	札幌入国管理局	8	0	0
	札幌矯正管区(矯正研修所札幌支所を含む。)	23	13	15
検察庁	札幌高等検察庁(法務総合研究所札幌支所を含む。)	55	9	11
公安調査庁	北海道公安調査局	4	0	0
財務省	北海道財務局(財務総合政策研究所北海道研修支所を含む。)	8	6	7
	函館税関(税関研修所函館支所を含む。)	16	4	7
国税庁	札幌国税局	31	31	33
	札幌国税不服審判所	1	0	0
	税務大学校札幌研修所	1	1	1
	国税庁長官官房総務課監督評価官室札幌派遣監督評価官室	1	0	0
	国税庁長官官房国税庁監察官札幌派遣首席国税庁監察官	1	0	0
厚生労働省	北海道厚生局	1	0	0
	北海道労働局	69	45	45
	小樽検疫所	13	2	2
	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター	1	1	2
中央労働委員会	北海道地方事務所	1	0	0
農林水産省	北海道農政事務所	9	3	3
	横浜植物防疫所札幌支所	7	0	0
	動物検疫所北海道出張所	3	0	0
林野庁	北海道森林管理局	35	13	15
水産庁	北海道漁業調整事務所	1	0	0
経済産業省	北海道経済産業局	1	0	0
	北海道産業保安監督部	2	0	0
国土交通省	北海道開発局	113	40	52
	北海道運輸局	11	7	7
	東京航空局	11	2	2
	札幌航空交通管制部	1	1	1
国土地理院	北海道地方測量部	1	0	0
海難審判庁	函館地方海難審判所	1	0	0
運輸安全委員会	函館事務所	1	0	0
気象庁	札幌管区気象台	16	6	6
海上保安庁	第一管区海上保安本部	20	0	0
環境省	北海道地方環境事務所	42	23	23
原子力規制委員会	泊原子力規制事務所	1	0	0
防衛省	技術研究本部札幌試験場	1	0	0
	北海道防衛局	3	1	1
陸上自衛隊	北部方面隊北部方面總監部(共同の機関を含む。)	107	38	57
海上自衛隊	函館基地隊	2	2	3
	余市防備隊	1	1	1
	稚内基地分遣隊	1	0	0
航空自衛隊	航空総隊北部航空方面隊	9	0	0
合計	53機関	686官署	260官署	305台

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成。太字ゴシック(網掛け)がAEDを自ら設置、管理している官署である。なお、AEDが設置されている場所(合同庁舎、単独庁舎、施設等)の数でみると、244か所となる。

2 北海道開発局の官署数には、国営滝野すずらん丘陵公園事務所を含む。また、北海道地方環境事務所の官署数には、ビジターセンターを含む。

図表 1-⑦ 北海道内の裁判所における A E D の設置所数、設置台数

(単位：所、台数)

北海道内の裁判所数			左のうち一般市民への利用も想定した A E D を自ら設置、管理する裁判所数及び設置台数	
			A E D 設置裁判所数	設置台数
札幌高等裁判所管轄内の裁判所数	高等裁判所	1	1	3
	地方裁判所	20	19	21
	家庭裁判所	32	1	1
	簡易裁判所	33	13	13
合計		86	34	38

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、各裁判所が入居する裁判所庁舎の数は 34 か所である。

2 職員に対する講習の実施の有無

概況調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要、調査の目的等】</p> <p>ガイドラインでは、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことの重要性が示されており、AEDの設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要とされている。それ以外の一般市民についても、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要があるとされている。</p> <p>AEDの使用に関する講習（以下「講習」という。）の頻度については、厚生労働省が平成24年9月21日に、各都道府県知事宛ての「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正）により通知している。この通知では、一定の頻度で心停止者に対応することが期待、想定される者及び一般市民を対象とした講習については、おおむね2年の間隔で定期的実施されることが望ましいとされている。また、総務省消防庁が都道府県知事宛てに通知している「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱」（平成5年5月30日付け消防庁次長通知）では、一般市民を対象とした普通救命講習は、2年から3年間隔で定期的実施することとされている。</p> <p>このようなことから、AEDを設置している国の行政機関や共用のAEDが設置されている合同庁舎に入居する国の行政機関においても、緊急時に職員がAEDの使用による心肺蘇生法を実践できるようにするために、職員を対象とした講習が定期的実施されることが望まれる。</p>	<p>図表2-①</p> <p>図表2-②</p> <p>図表2-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>平成26年12月1日現在（以下同じ。）、自らAEDを設置、管理している行政機関260官署及び共用のAEDが設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理するAEDを保有していない78官署における職員に対する講習の実施の有無について、書面調査により把握した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) AEDを自ら設置、管理している官署における講習の実施の有無</p> <p>ア 合同庁舎管理官署における講習の実施の有無</p> <p>共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署19官署のうち、直近3年間（平成24年度から26年12月1日までの間）に、自官署の職員を含めた全入居官署の職員を対象とした講習（以下「入居官署の職員を対象とした講習」という。）を実施しているものが9官署（47.4%）ある一方で、i）入居官署の職員を対象とした講習を過去1回も実施していないものが2官署（10.5%）、ii）自官署の職員のみを対象とした講習しか実施していないものが6官署（31.6%）、iii）入居官署の職員を対象とした講習を実施しているが、直近3年間に実施していないものが2官署（10.5%）となっており、合計10管理官署（52.6%）が入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない。</p>	<p>図表2-④</p> <p>図表2-⑤</p>

上記 i) から iii) の 10 官署が入居官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていない理由については、「庁舎警備員等が A E D を操作することとしていたため」及び「入居官署職員の大半を占める自官署の職員のみを対象とした講習を実施することで足りると考えていたため」としているものが各 4 官署（各 40.0%）と最も多く、次いで「上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため」及び「その他の理由（不明を含む。）」としているもの各 1 官署（各 10.0%）となっている。

イ 単独庁舎等に入居する官署における講習の実施の有無

単独庁舎等に入居し、専用の A E D を設置している（合同庁舎に入居し、専用の A E D を設置している官署を含む。）241 官署のうち、直近 3 年間に、自官署の職員を対象とした講習を実施しているものが 184 官署（76.3%）ある一方で、i) 過去 1 回も講習を実施していないものが 52 官署（21.6%）、ii) 直近 3 年間に講習を実施していないものが 5 官署（2.1%）となっており、合計 57 官署（23.7%）が自官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていない。

上記 i) 及び ii) の 57 官署が自官署職員に対する講習を定期的に行っていない理由については、「過去に受講歴がある職員がいるため」としているものが 27 官署（47.4%）と最も多く、以下、「講習の必要性について認識していなかったため」が 12 官署（21.1%）、「業務多忙又は日程調整がつかなかったため」が 6 官署（10.5%）、「職員数が少なく講習を受講させる機会を確保できなかったため」が 5 官署（8.8%）、「その他の理由（不明を含む。）」が 5 官署（8.8%）、「上部機関からの指示や前任者からの引継がなかったため」が 2 官署（3.5%）となっている。

図表 2-⑥

図表 2-⑦

(2) 共用の A E D が設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理する A E D を保有していない官署における講習の実施の有無

共用の A E D が設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理する A E D を保有していない官署 77 官署のうち、直近 3 年間に、自官署の職員を対象とした講習を実施（合同庁舎の管理官署が主催する講習に参加することを含む。）しているものが 34 官署（44.2%）ある一方で、i) 過去 1 回も講習を実施していないものが 36 官署（46.8%）、ii) 直近 3 年間に講習を実施していないものが 7 官署（9.1%）となっており、合計 43 官署（55.8%）が自官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていない。

図表 2-⑧

図表 2-⑨

上記 i) 及び ii) の 43 官署が職員に対する講習を定期的に行っていない理由については、「講習の必要性について認識していなかったため」としているものが 20 官署（46.5%）と最も多く、次いで「その他の理由（不明を含む。）」が 15 官署（34.9%）、「上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため」が 8 官署（18.6%）となっている。

【課題】

講習の実施に関しては、多くの職員が緊急時に A E D の使用による心肺蘇生法を実践できるようにする観点から、次の措置を講じることが課題となっている。

<p>① 共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署のうち、入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していないところについて、できるだけ多くの入居官署の職員が講習を受講する機会を設けること。</p> <p>② 専用のAEDを設置している単独庁舎等に入居する官署のうち、自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していないところについて、できるだけ多くの職員が講習を受講する機会を設けること。</p> <p>③ 共用のAEDが設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理するAEDを保有していない官署のうち、自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していないところについて、できるだけ多くの職員が講習を受講する（合同庁舎の管理官署が主催する講習に参加することを含む。）機会を設けること。</p>	
--	--

(説明)

図表 2-① 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)

(略)

6 AEDの使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくこと必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-② 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付
 け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改
 正）（抜粋）

（略）

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講義の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

（略）

別添 1 自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例 (分)
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
心肺蘇生 (実技)	反応の確認、通報、呼吸の確認 胸骨圧迫(心臓マッサージ) 気道の確保と人工呼吸 シナリオに対応した心肺蘇生	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸含む)が実施できる	10
		有効な胸骨圧迫が実施できる	15
		気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
		シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
AEDの使用 (実技)	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ) 指導者による使用方法の実際の呈示 AEDの実技	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
		AEDの使用方法和注意点を理解する	10
		シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-③ 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号都道府県知事宛て消防庁次長通知）（抜粋）

(略)

4 住民に対する普及講習の種類

(1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表 1、別表 1 の 2、別表 1 の 3 及び別表 2 のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目	
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	

(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び A E D の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表 3 のとおりとする。

(略)

別表 1 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。 2 <u>自動体外式除細器（A E D）について理解し、正しく使用できる。</u> 3 異物除去法及び大出血時の止を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領
			口対人工呼吸法
			シナリオに対応した心肺蘇生法
	A E D の使用法	A E D の使用方法（ビデオ等）	165
		指導者による使用法の呈示	
異物除去法	A E D の実技要領		
	異物除去要領		
止血法	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	直接圧迫止血法		
合計時間			

備考	1 <u>2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行うこと。</u> 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--

(別表 1 の 2（普通救命講習 II）及び別表 1 の 3（普通救命講習 III）は略)

別表3 救命入門コース

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 <u>自動体外式除細器（AED）を使用できる。</u>
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）		
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90		
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）		反応の確認、通報	
				胸骨圧迫要領	
				気道確保要領（呈示又は体験）	
				口対人工呼吸法（呈示又は体験）	
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
				AEDの使用法	
				AEDの実技要領	
		合計時間			

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-④ 共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署における入居官署の職員を対象とした講習の実施の有無

共用のAED を設置してい る合同庁舎の 管理官署数	直近3年間に、 入居官署の職 員を対象とし た講習を実施 している管理 官署	直近3年間に、入居官署の職員を対象とした講習を実施していない管理官署			
		ア 過去1回も自官 署の職員を含めた 入居官署の職員を 対象とした講習を 実施していない	イ 自官署の職員のみを対象 とした講習を実施している 6官署 (31.6%)	ウ 入居官署の職員 を対象とした講習 を実施している が、直近3年間に 実施していない	直近3年間は 未実施
19官署 (100%)	9官署 (47.4%)	2官署 (10.5%)	1官署 (5.3%)	5官署 (26.3%)	2官署 (10.5%)
		10官署 (52.6%)			

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、入居官署の職員を対象とした講習とは、自官署の職員を含めた全入居官署の職員を対象とした講習のことをいう。

図表 2-⑤ 入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由 (図表 2-④におけるア、イ及びウの10管理官署)

共用のAEDを設置している合同庁舎において、入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない管理官署：10管理官署 (100%)
(理由)
○ 庁舎警備員等がAEDを操作することとしていたため・・・・・・・・・・・・・・・・ 4官署 (40.0%)
○ 入居官署職員の大半を占める自官署の職員のみを対象とした講習を実施することで 足りると考えていたため・・・・・・・・・・・・・・・・ 4官署 (40.0%)
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため・・・・・・・・ 1官署 (10.0%)
○ その他の理由 (不明を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1官署 (10.0%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

図表 2-⑥ 単独庁舎等に入居し、専用のAEDを設置している官署における講習の実施の有無

単独庁舎等 (注) に入居し、専用 のAEDを設置し ている官署数	直近3年間に自官 署の職員を対象 とした講習を実施 している官署	直近3年間に自官署の職員を対象とした講習を実施していない官署	
		ア 過去1回も自官署の職員を 対象とした講習を実施してい ない	イ 自官署の職員を対象とした 講習を実施しているが、直近 3年間に実施していない
241官署 (100%)	184官署 (76.3%)	52官署 (21.6%)	5官署 (2.1%)
		57官署 (23.7%)	

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、「単独庁舎等に入居する官署」には、合同庁舎者に入居し、専用のAEDを設置している官署を含む。

図表 2-⑦ 自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由（図表 2-⑥におけるア及びイの 57 官署）

自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない官署：57 官署（100%）	
（理由）	
○ 過去に受講歴がある職員がいるため・・・・・・・・・・・・・・・・	27 官署（47.4%）
○ 講習の必要性について認識していなかったため・・・・・・・・	12 官署（21.1%）
○ 業務多忙又は日程調整がつかなかったため・・・・・・・・・・	6 官署（10.5%）
○ 職員数が少なく、講習を受講させる機会を確保できなかったため・・・・・・・・	5 官署（8.8%）
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため・・・・・・・・	2 官署（3.5%）
○ その他の理由（不明を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・	5 官署（8.8%）

（注） 当局の調査結果に基づき作成。なお、（ ）内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

図表 2-⑧ 共用の AED が設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理する AED を保有していない官署における講習の実施の有無

共用の AED が設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理する AED を保有していない官署数	直近 3 年間に自官署の職員を対象とした講習を実施（合同庁舎の管理官署が主催する講習へ参加することを含む。）している官署	直近 3 年間に自官署の職員を対象とした講習を実施していない官署	
		ア 過去 1 回も自官署の職員を対象とした講習を実施していない	イ 自官署の職員を対象とした講習を実施しているが、直近 3 年間に実施していない
77 官署 （100%）	34 官署 （44.2%）	36 官署（46.8%）	7 官署（9.1%）
		43 官署（55.8%）	

（注） 当局の調査結果に基づき作成。なお、（ ）内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、表中のア及びイの各構成比と各構成比を合計した数値とは一致しない。

図表 2-⑨ 自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由（図表 2-⑧におけるア及びイの 43 官署）

自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない官署：43 官署（100%）	
（理由）	
○ 講習の必要性について認識していなかったため・・・・・・・・	20 官署（46.5%）
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため・・・・・・・・	8 官署（18.6%）
○ その他の理由（不明を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・	15 官署（34.9%）

（注） 当局の調査結果に基づき作成。

3 AEDの設置情報の登録、公表の有無

概況調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要、調査の目的等】</p> <p>一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）は、AEDの設置者に対して、AEDの製造販売業者等を通じてAEDの設置場所等に関する情報（以下「AEDの設置情報」という。）を財団へ登録するよう要請しており、AEDの設置者の同意の下に、財団のホームページ上で全国のAEDの設置情報を公開している。</p> <p>厚生労働省は、各府省庁等に対して、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知。以下「平成21年通知」という。）を发出し、国の行政機関等が設置、管理するAEDについて適切な管理等の徹底を要請している。また、厚生労働省は、平成21年通知に添付した各都道府県知事宛ての「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（同日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知）の別紙において、AEDの設置情報を財団へ登録することの目的、意義等について、次のとおり周知している。</p> <p>① 平成19年以降、AEDの設置情報について製造販売業者等を通じて財団へ登録するよう依頼していること。</p> <p>② AEDの設置情報を財団のホームページ上で公開することで、地域住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう取り組んでいること。</p> <p>③ AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるよう、AEDの設置情報を登録していない場合又は変更した場合は財団への登録を積極的に実施するようお願いしていること。</p> <p>さらに、厚生労働省は、同省のホームページ上においても、地域住民や救急医療に関わる機関が必要な時に迅速に対応するために、あらかじめAEDの設置情報を把握することや製造販売業者からのリコール等の安全性情報を迅速・確実に受けることが重要であるとして、AEDの設置情報を財団へ登録するよう周知、要請している。</p> <p>以上のようなAEDの設置情報を財団に登録することの目的、意義等を踏まえると、国の行政機関におけるAEDの設置情報についても漏れることなく財団へ登録される必要がある。また、AEDの設置情報を一般市民に対して提供する手段の一つとして、できるだけ多くの国の行政機関のホームページ上で公表されることが望まれる。</p> <p>【調査結果】</p> <p>平成26年12月1日現在、AEDを自ら設置、管理している行政機関260官署における財団へのAEDの設置情報の登録の有無、自官署のホームページにおける公表の有無について調査した結果は、以下のとおりである。</p>	<p>図表3-①</p> <p>図表3-②</p> <p>図表3-③</p>

<p>(1) AEDの設置情報の財団への登録の有無</p> <p>260 官署における 305 台のAEDのうち、102 官署 (39.2%) における 106 台 (34.8%) の設置情報が財団へ登録されている一方で、158 官署 (60.8%) における 199 台 (65.2%) の設置情報が財団へ登録されていない。</p> <p>上記 158 官署がAEDの設置情報を財団へ登録していない理由については、「財団への登録の必要性について認識していなかったため」としているものが 93 官署 (58.9%) と最も多く、次いで「上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため」が 33 官署 (20.9%)、「その他の理由 (不明を含む。)」が 21 官署 (13.3%)、「登録手続を失念していたため」が 11 官署 (7.0%) となっている。</p> <p>(2) 自官署のホームページにおけるAEDの設置情報の公表の有無</p> <p>260 官署における 305 台のAEDのうち、官署のホームページ上で公表されているものは9官署 (3.5%) の 14 台 (4.6%) のみとなっており、251 官署 (96.5%) における 291 台 (95.4%) の設置情報が自官署のホームページ上で公表されていない。</p> <p>なお、AEDの設置情報を財団へ登録し、かつ、自官署のホームページ上でも公表しているものは6官署 (2.3%) のみとなっている。</p> <p>【課題】</p> <p>AEDの設置情報の登録、公表に関しては、AEDの設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、次の措置を講じることが課題となっている。</p> <p>① AEDを自ら設置、管理している官署のうち、AEDの設置情報を財団へ登録していないところについて、財団へ登録すること。</p> <p>② AEDを自ら設置、管理している官署のうち、AEDの設置情報を自官署のホームページ上で公表していないところについて、公表することの可否を検討し、可能な限り公表すること。</p>	<p>図表 3-④</p> <p>図表 3-⑤</p> <p>図表 3-④ (再掲)</p> <p>図表 3-⑥</p>
---	--

(説明)

図表3-① 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成21年4月16日付け医政発0416001号薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙 AEDの設置者等が行うべき事項等について

(略)

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表3-② AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A（平成21年4月16日）（抜粋）

(略)

Q25 AEDの設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AEDは救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されているAEDの場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AEDの不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等には、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

(以下略)

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表3-③ 厚生労働省のホームページにおけるAEDの設置情報を財団へ登録すること
 についての周知、要請状況

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケータ*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

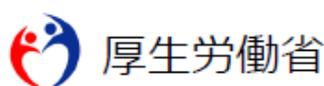
【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック(Paramedic) アイパッド(IPAD) シーユー(CU)	日本CUメディカル システム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフバック (LIFEPAK)	フィジオコントロール ジャパン株式会社	ライフバックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス エレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aedomronco.jp/

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索 (一般財団法人日本救急医療財団)
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話：03-5253-1111 (代表) 内線2751,2758
 AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/
 ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医薬品・医療機器
 > AEDの点検をしていますか

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表 3-④ AEDの設置情報の財団への登録の有無及び自官署のホームページ上での公表の有無

AEDを自ら設置、管理している官署数と台数	うち財団へ登録	うち財団へ未登録 (X)	うち自官署のHPで公表	うち自官署のHPで未公表	(参考) うち北海道又は市町村のHPで公表
260 官署 (100%)	102 官署 (39.2%)	158 官署 (60.8%)	9 官署 (3.5%)	251 官署 (96.5%)	74 官署
305 台 (100%)	106 台 (34.8%)	199 台 (65.2%)	14 台 (4.6%)	291 台 (95.4%)	88 台

(注) 当局の調査結果に基づき作成。表中の「HP」とはホームページのことである。

図表 3-⑤ AEDの設置情報を財団へ登録していない理由 (図表 3-④における (X) の 158 官署)

AEDを自ら設置、管理する官署のうち、AEDの設置情報を財団へ登録していないもの：158 官署 (100%)	
(理由)	
○ 財団への登録の必要性について認識していなかったため	93 官署 (58.9%)
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため	33 官署 (20.9%)
○ 登録手続を失念していたため	11 官署 (7.0%)
○ その他の理由 (不明を含む。)	21 官署 (13.3%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、() 内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

図表 3-⑥ AEDの設置情報を財団へ登録し、かつ、自官署のホームページ上でも公表している官署

官署名	入居庁舎	AEDの設置台数
札幌管区气象台	単独庁舎	専用 1 台
函館地方气象台	単独庁舎	専用 1 台
室蘭地方气象台	単独庁舎	専用 1 台
網走地方气象台	単独庁舎	専用 1 台
稚内地方气象台	稚内港湾合同庁舎(管理官署)	共用 1 台
新千歳航空測候所	単独庁舎 (新千歳空港内)	専用 1 台

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

第3 AEDの維持管理等の实地調査結果

1 AEDの維持管理状況

通 知	説明図表番号
<p>AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（注1）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。</p> <p>厚生労働省は、各府省庁等に対して、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知。以下「平成21年通知」という。）を発出し、国の行政機関等が設置、管理するAEDについて適切な管理等の徹底を要請している（注2）。</p> <p>（注1） 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）により薬事法の題名が改称されている。</p> <p>（注2） 厚生労働省は、平成21年通知の発出以降も一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態について総務省から指摘（「AEDの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」（平成25年3月26日付け総評相第64号））を受けたことなどから、各府省等に対して、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知。以下「平成25年通知」という。）を発出し、国の行政機関等が設置、管理するAEDについて適切な管理等の徹底を再度要請している。</p> <p>今回当局が北海道内の国の全行政機関（57機関686官署）におけるAEDの設置状況等を調査した結果、平成26年12月1日現在、AEDを自ら設置、管理しているところが25機関260官署あった。これらの中から、地域性も考慮し、AEDを自ら設置、管理している合同庁舎の管理官署10官署及び来庁者が多いと考えられる単独庁舎等入居官署15官署の合計12機関25官署におけるAEDの維持管理状況について实地に調査した結果、以下のとおり、AEDの維持管理が適切でない事例が認められた。</p> <p>なお、以下の事例の中には、当局の調査を契機に、各官署において必要な改善措置が講じられたものを含んでいる。</p>	
<p>(1) 日常点検の実施状況</p> <p>厚生労働省は、平成21年通知に添付した各都道府県知事宛ての「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（同日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知）の別紙（以下「平成21年通知の添付文書」という。）において、AEDの設置者等（AEDの設置、管理について責任を有する者、施設の管理者等）はAEDの点検担当者を配置し、日常点検を実施させるよう求めている。また、厚生労働省は、同省のホームページ上で日常点検の重要性や必要性について周知、要請している。</p>	<p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③</p>

日常点検における確認事項については、平成 21 年通知の添付文書や厚生労働省のホームページ上で、i) AED 本体のインジケータのランプの色や表示により、AED が正常に使用可能な状態を示していることを確認するとともに、点検結果を記録、保管すること、ii) AED 本体や収納ケース等に電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することが示されており、AED の点検担当者は、これらの点検作業を継続的に実施することが重要である。また、平成 21 年通知の添付文書においては、点検担当者は AED の使用に関する講習を受講した者であることが望ましいとされている。

今回 25 官署における日常点検の実施状況を調査した結果、全ての官署において AED の点検が実施されていたが、当該官署が平成 21 年通知等で示されている点検頻度や点検事項等について十分に認識していないため、次のとおり、点検の実施方法等が適切でないものが 13 官署 (52.0%) において 24 事例認められた。

- ① 開庁日には毎日実施することが望まれる日常点検を、月に 1 回、週に 1 回などしか実施していない又は担当者が休暇を取得した日には点検が実施されていないもの (6 事例)
- ② 点検結果を記録していない又は AED ごとの点検結果が分からないなど点検結果の記録が適切でないもの (7 事例)
- ③ 電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載する表示ラベルの AED 本体等への取付けや表示ラベルの記録内容が適切でないもの (5 事例)
- ④ AED の使用に関する講習の受講歴がない者又は受講歴が不明な者が点検を実施しているもの (6 事例)

事例表 1 - (1) -
①～④

(2) AED の設置場所の表示、保管場所等の状況

厚生労働省は、平成 25 年 9 月 27 日に、一般市民が使用することを目的とした AED の設置場所や配置に関する指針として、「AED の適正配置に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公表している。ガイドラインでは、施設内の AED について、i) 配置場所が容易に把握できるように施設内の見やすい場所に配置されている、ii) 位置を示す掲示又は位置案内のサインボードなどが適切に掲示されている、iii) 誰もがアクセスしやすい場所に AED が配置され、保管ケース等には鍵をかけない、iv) インジケータが見やすく日常点検がしやすい場所へ配置されていることなど、AED の施設内での配置に当たって考慮すべき事項が示されている。

図表 1 - (2)

今回 25 官署における AED の設置場所の表示、保管場所等の状況について調査した結果、当該官署がガイドラインで求められている来庁者や付近住民などの一般市民に設置場所を分かりやすく周知することや目につきやすい場所に設置することの必要性について十分に認識していないため、次のような事例が 16 官署 (64.0%) において 19 事例認められた。

- ① 庁舎入口、庁舎内の入居官署案内板、エレベーターホール、エレベーター内等に、来庁者等のために AED の設置場所等を分かりやすく周知するための表示を行った方がよいと考えられるもの (16 事例)

事例表 1 - (2) -
①～②

② 事務室の書庫内など来庁者等の目につきにくい場所にAEDが保管されているもの（3事例）

上記(1)及び(2)のような事例がみられる原因は、各官署が平成21年通知やガイドラインにおいてAEDを適切に維持、管理するために求められている内容を十分に理解、認識していないことによると考えられる。このため、AEDを設置している官署は、今後とも平成21年通知やガイドラインの内容についての理解、認識を深め、AEDの適切な維持、管理について徹底することが重要である。

(3) 寒冷な環境下におけるAEDの保管、管理状況

AEDは、氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性があることから、厚生労働省は、平成26年12月18日に、AEDの製造販売業者に対して、AEDの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守及び適切な保管方法についてAEDの設置者及び購入者に情報提供するよう通知している。

今回調査した25官署における40台のAEDの保管状況を調査した結果、24官署における39台のAEDについては、冬期間であっても気温が氷点下になるおそれのない事務室、ロビー、エレベーターホール等の屋内に設置されていた。また、1官署（国営滝野すずらん丘陵公園事務所）における1台のAEDについては、公園駐車場の料金所に設置されていたが、開園時間帯（冬期間8:00から16:00までの間）においては職員が常駐し、暖房が確保されているため料金所内の気温が氷点下になるおそれはなく、閉園時間帯（冬期間16:00から翌朝8:00までの間）においては24時間暖房が確保されている多目的トイレに保管されており、寒冷な環境に配慮した措置が講じられていた。

したがって、関係行政機関は、心肺停止者が発生した場合にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐとともに、来庁者等がAEDの設置場所等へより迅速にアクセスし、使用できるようにする観点から、下部機関を含め、次の措置を講じる必要がある。

【日常点検の励行、点検結果の適切な記録等について】

- ① 開庁日に日常点検を実施していない官署について、全ての開庁日に点検を励行すること。また、点検担当者が1人のみの官署について、補助者を指名するなどして点検担当者が休暇を取得した日にも点検を励行すること。（旭川地方法務局、釧路地方法務局、北海道財務局、札幌国税局、北海道運輸局）
- ② 日常点検結果を記録していない官署について、点検結果を記録し、一定期間保管すること。また、複数のAEDを設置している官署について、AEDごとの点検結果が分かるように記録すること。（札幌高等検察庁、札幌国税局、北海道開発局、北海道運輸局）
- ③ 表示ラベルのAED本体等への取付け、記録等が適切でない官署について、これを適切に行うこと。（旭川地方法務局、札幌国税局、北海道労働局）
- ④ AEDの使用に関する講習の受講歴がない者が日常点検の担当者となっている

図表1－(3)

官署について、当該担当者にAEDの使用に関する講習を受講させる機会を設けること。(札幌法務局、札幌高等検察庁、札幌国税局、北海道労働局、北海道運輸局)

【AEDの設置場所の表示、保管場所等の見直しについて】

- ① 来庁者等のためにAEDの設置場所等を分かりやすく表示した方がよいと考えられる場所がある官署について、当該箇所にAEDの設置場所等を分かりやすく表示することについて検討し、必要な見直しを行うこと。(函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道労働局、北海道開発局)
- ② 来庁者等の目につきにくい場所にAEDが保管されている官署について、AEDをより分かりやすい場所へ保管、移設すること等について検討し、必要な見直しを行うこと。(札幌国税局、北海道労働局)

(説明)

図表 1 - (1) - ① 「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について」(注意喚起及び関係団体への周知依頼)(平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416001 号薬食発 0416001 号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知)(抜粋)

別紙 AED の設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AED の設置者 (AED の設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。) は、設置した AED の日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施して下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AED の使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AED の点検担当者は、AED の日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED 本体のインジケータのランプの色や表示により、AED が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者 (以下「製造 販売業者等」という。) に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように AED 本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入する AED については、販売時に製造販売業者等が必要事項 を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AED に取り付けて下さい。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ② AEDの適切な管理等の実施に係るQ & A (平成 21 年 4 月 16 日) (抜粋)

・ 点検担当者の役割と配置について

Q 1 AEDの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つめは、日常点検として インジケータ (AEDが正常かどうかを示すランプや画面) によりAEDが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。 (日常点検については、Q 7～Q13 をご参照下さい。) 二つめは、消耗品の管理として、AEDに取り付けられている 電極パッドやバッテリーの交換時期 (使用期限等) を把握し、期限切れになる前に交換することです。 (消耗品の管理については、Q20～Q24 をご参照下さい。)

Q 2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AEDが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。 また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q 3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

(略)

・ 日常点検について

Q 7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AEDは自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

(略)

Q 9 インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

A AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AEDを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

・ 点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する (例えば、丸印を付けるなど) のみで十分です。

なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AEDを使用する際、そのAEDが正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

・ 表示ラベルについて

Q14 表示ラベルとは何ですか。

A 点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。AED本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、今後、新規にAEDを購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15 すでに設置されているAEDにも表示ラベルが必要ですか。

A すべてのAEDに必要です。すでに設置されているAEDについては、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちのAEDに取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲のAEDに表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちのAEDの販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16 表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。

A 通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに 収納ボックス内に設置しているAEDに表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意して下さい。

また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

(以下略)

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表 1-(1)-③ 厚生労働省のホームページにおける日常点検を励行することについての周知、要請状況
(抜粋)

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED(自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

(略)

AEDの点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

(以下略)

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

○ 日常点検に関する事例

事例表 1-(1)-①

開庁日には毎日実施することが望まれる日常点検を、月に1回、週に1回などしか実施していない又は担当者が休暇を取得した日には点検が実施されていないもの（6官署6事例）

<p>事例番号（点検－1）</p> <p>調査対象官署名：旭川地方法務局（旭川地方合同庁舎西館3、4階入居）</p> <p>AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、平成25年9月2日に「旭川地方法務局自動体外式除細動器管理要領（以下本事例において「要領」という。）」を策定しており、要領では、「AEDの日常点検はインジケータランプの色や表示により、正常に使用可能な状態にあることを日々確認する」こととされている。</p> <p>しかし、当該官署は、要領の様式において日常点検の実施頻度が週1回（毎週月曜日）と定められていることから、日常点検を週1回しか実施していない。</p>
<p>事例番号（点検－2）</p> <p>調査対象官署名：旭川財務事務所（旭川地方合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置している共用のAEDの点検については、旭川地方合同庁舎警備業務仕様書に基づき、庁舎警備員が管理庁の指示に基づき実施することとされているため、当該官署は、庁舎警備員にAEDの点検を実施させている。</p> <p>当該官署は、AEDの点検を庁舎警備員に実施させるに当たり、インジケータランプや電極パッドの確認等8項目のチェック事項を定めた「AEDチェック表」を作成し、庁舎警備員に点検結果を記録させているが、当該チェック表において点検の実施頻度が月1回（毎月第一土曜日）と定められていることから、日常点検を月1回しか実施していない。</p>
<p>事例番号（点検－3）</p> <p>調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、日常点検を週2回から3回しか実施していない。</p>
<p>事例番号（点検－4）</p> <p>調査対象官署名：室蘭税務署（室蘭地方合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用1台、専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、共用・専用のAEDとも日常点検（インジケータランプの確認等）を月1回しか実施していない。</p>

<p>事例番号（点検－５）</p> <p>調査対象官署名：北見運輸支局（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用１台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、総務担当職員がインジケータランプの確認及びAED収納ボックス開放時の警報音の吹鳴状況を確認しているが、週２回程度しか実施していない。</p>
<p>事例番号（点検－６）</p> <p>調査対象官署名：釧路地方法務局帯広支局（帯広法務総合庁舎２階入居）</p> <p>AEDの設置数：専用１台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署では、点検担当者（総務担当登記官）が１日１回、インジケータランプの点滅を確認する日常点検を行い、点検結果を記録しているが、点検担当者が１人のみとなっていることから、点検担当者が休暇を取得した日には日常点検が実施されていない。このため、例えば、点検担当者が夏季休暇を取得した平成２６年９月においては、休日を挟み１４日間連続で日常点検が実施されていない。</p>

事例表１－(１)－②

点検結果を記録していない又はAEDごとの点検結果が分からないなど点検結果の記録が適切でないもの（７官署７事例）

<p>事例番号（点検－７）</p> <p>調査対象官署名：旭川東税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用１台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、AEDの使用に関する講習の受講歴がある総務課の職員が毎日、目視によりインジケータランプを確認しているが、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから点検結果を記録していない。</p>
<p>事例番号（点検－８）</p> <p>調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用１台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、点検結果を記録していない。</p>
<p>事例番号（点検－９）</p> <p>調査対象官署名：室蘭税務署（室蘭地方合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用１台、専用１台</p>

<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、専用のAEDについての点検結果を記録していない。</p>
<p>事例番号（点検－10）</p> <p>調査対象官署名：札幌開発建設部（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用2台（1階、5階）</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署では、1階守衛室前に設置しているAEDについては厚生担当職員が、5階診療所入口に設置しているAEDについては当該診療所に勤務する看護師が、それぞれ毎日インジケータランプの点滅を確認しているが、点検結果が記録されていない。</p>
<p>事例番号（点検－11）</p> <p>調査対象官署名：釧路運輸支局（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署では、点検担当者（総務企画担当）が1日1回、インジケータランプの点滅を確認する日常点検を実施しているが、点検結果を記録する必要性について認識していなかったため、点検結果が記録されていない。</p>
<p>事例番号（点検－12）</p> <p>調査対象官署名：北見運輸支局（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署では、日常点検として、総務担当職員がインジケータランプの確認及びAED収納ボックス開放時の警報音の吹鳴状況を確認しているが、点検結果が記録されていない。</p>
<p>事例番号（点検－13）</p> <p>調査対象官署名：札幌高等検察庁（札幌第3合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用2台、専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置、管理している3台のAEDについては、1日1回、庁舎警備員が輪番で庁内を巡視する際に、AED本体の外観やインジケータランプの点滅を確認し、警備日誌に点検実施時間を記録している。</p> <p>しかし、合同庁舎の1階、7階及び14階に設置されている3台のうちの、いずれの階に設置されているAEDを点検した時間なのかが分からない記録内容となっている。</p>

事例表 1 - (1) - ③

電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載する表示ラベルの A E D 本体等への取付けや表示ラベルの記録内容が適切でないもの（5 官署 5 事例）

<p>事例番号（点検-14）</p> <p>調査対象官署名：旭川地方法務局（旭川地方合同庁舎西館 3、4 階入居）</p> <p>A E D の設置数：専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、A E D の電極パッド及びバッテリーを交換しているにもかかわらず、A E D に取り付けている表示ラベルを貼り替えていなかったため、日常点検時に、電極パッド及びバッテリーが使用可能であることを適切に確認できる状態となっていない。</p> <p style="text-align: center;">表 当該官署が設置している A E D の表示ラベルの記載内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示ラベルに記載する内容</th> <th>調査日現在の記載内容</th> <th>本来記載すべき内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電極パッド使用期限</td> <td>2014 年 10 月</td> <td>2017 年 4 月</td> </tr> <tr> <td>バッテリー装着日</td> <td>2012 年 5 月 11 日</td> <td>2014 年 6 月 6 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）本来記載すべき内容は当該官署が保管する A E D 管理台帳により把握した。</p>	表示ラベルに記載する内容	調査日現在の記載内容	本来記載すべき内容	電極パッド使用期限	2014 年 10 月	2017 年 4 月	バッテリー装着日	2012 年 5 月 11 日	2014 年 6 月 6 日
表示ラベルに記載する内容	調査日現在の記載内容	本来記載すべき内容							
電極パッド使用期限	2014 年 10 月	2017 年 4 月							
バッテリー装着日	2012 年 5 月 11 日	2014 年 6 月 6 日							
<p>事例番号（点検-15）</p> <p>調査対象官署名：旭川東税務署（単独庁舎入居）</p> <p>A E D の設置数：専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルを A E D 本体に取り付けていない。</p>									
<p>事例番号（点検-16）</p> <p>調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居）</p> <p>A E D の設置数：専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルを A E D 本体に取り付けていない。</p>									
<p>事例番号（点検-17）</p> <p>調査対象官署名：室蘭税務署（室蘭地方合同庁舎管理官署）</p> <p>A E D の設置数：共用 1 台、専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、専用の 1 台について、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルを A E D 本体に取り付けていない。</p>									

事例番号（点検－18）

調査対象官署名：札幌東公共職業安定所（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署では、前回の交換時期に上部機関の北海道労働局から交換用の小児用パッドが送付された際、担当者が表示ラベルに次回交換時期を記載することを失念していたため、小児用パッドの表示ラベルの次回交換時期が前回の交換時期（2013年4月）のままとなっている。

事例表1－(1)－④

AEDの使用に関する講習の受講歴がない者又は受講歴が不明な者が点検を実施しているもの
（6官署6事例）

事例番号（点検－19）

調査対象官署名：札幌法務局札幌西出張所（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

日常点検の担当者については、AEDの使用に関する講習を受講していることが望ましいが、当該官署では、AEDの使用に関する講習の受講歴のある職員が出張所長のみとなっているため、講習受講歴のない者が点検担当者（総務担当登記官）として日常点検を実施している。

なお、当該官署の上部機関である札幌法務局は、「札幌法務局自動体外除細動器（AED）の管理要領の運用について（依命通知）」（平成24年11月7日付け札会第399号）を策定し、AED設置庁の点検担当者については、可能な限り普通講習又は簡易な救命講習のいずれかを受講した職員を指名することとしている。

事例番号（点検－20）

調査対象官署名：札幌高等検察庁（札幌第3合同庁舎管理官署）

AEDの設置数：共用2台、専用1台

【事例の説明】

当該官署は、庁舎警備員に1日1回の頻度で日常点検を実施させているが、点検実施者がAEDの使用に関する講習を受講していることが望ましいことについて承知していなかったため、庁舎警備員18人（平成26年度）についてのAEDの使用に関する講習の受講歴を把握していない。

事例番号（点検－21）

調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署の日常点検の担当者（総務課長）は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、AEDの使用に関する講習の受講歴がない。

事例番号（点検－22）

調査対象官署名：釧路労働基準監督署（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署は、日常点検の担当者がAEDの使用に関する講習を受講していることが望ましいことについて承知していなかったため、過去にAEDの使用に関する講習の受講歴がない者を日常点検の担当者としている。また、点検補助者（業務課長）も平成20年度に講習を受講したのみとなっている。

このため、平成26年10月から12月の3か月間における開庁日59日間のうち54日間（91.5%）においては、講習の受講歴がない者により点検が実施されている。

事例番号（点検－23）

調査対象官署名：釧路運輸支局（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署の点検担当者（総務企画担当）は、平成22年8月にAEDを設置した際に販売業者により行われた実務講習会に参加しているが、26年12月1日までの間、AEDの使用に関する講習を受講していない。

事例番号（点検－24）

調査対象官署名：北見運輸支局（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署の点検担当者（総務担当職員）は、インジケータランプの確認及びAED収納ボックス開放時の警報音の吹鳴状況を確認する日常点検を実施しているが、平成26年12月1日現在、AEDの使用に関する講習を受講していない。

図表 1 - (2) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)

(略)

3 AEDの施設内での配置方法

(略) 更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119 番通報(心停止を認識し行動する)までに 2、3 分を要することが示されている。

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても 5 分以内に AED の装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内の AED はアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AED の配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AED を設置した施設の全職員が、その施設内における AED の正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (4) 可能な限り 24 時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AED の使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) インジケーターが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

(表 3 : AED の施設内での配置に当たって考慮すべきこと)

- 1 心停止から 5 分以内に除細動が可能な配置
 - ・ 現場から片道 1 分以内の密度で配置
 - ・ 高層ビルなど、ではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - ・ 広い工場などでは、AED 配置場所への通報によって、AED 管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
- 2 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板)
- 3 誰もがアクセスできる(カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる)
- 4 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置
- 5 AED 配置場所の周知(施設案内図への AED 配置図の表示、エレベーター内パネルに AED 配置フロアの明示等)
- 6 壊れにくく管理しやすい環境への配置

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

○ A E Dの設置場所の表示、保管場所等に関する事例

事例表 1 - (2) - ①

庁舎入口、庁舎内の入居官署案内板、エレベーターホール、エレベーター内等に、来庁者等のためにA E Dの設置場所等を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの（16官署 16 事例）

<p>事例番号（表示－1）</p> <p>調査対象官署名：函館地方法務局（函館地方合同庁舎2、3階入居）</p> <p>A E Dの設置数（設置場所）：専用1台（3階登記部門待合所）</p>															
<p>【事例の説明】</p> <p>当局の調査日現在において、次のとおり、函館地方合同庁舎内の既設の事務室案内図等の中に、来庁者等のために3階登記部門待合所にA E Dが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。</p> <p>① 2階エレベーターホールの事務室案内図</p> <p>② 1階ロビー付近に設置されている入居官署案内板</p> <p>③ エレベーター内の入居官署案内板（3基）</p>															
<p>事例番号（表示－2）</p> <p>調査対象官署名：旭川地方法務局（旭川地方合同庁舎西館3、4階入居）</p> <p>A E Dの設置数（設置場所）：専用1台（3階登記部門待合所）</p>															
<p>【事例の説明】</p> <p>当局の調査日現在において、次のとおり、旭川地方合同庁舎の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために3階登記部門待合所にA E Dが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。</p> <table border="1" data-bbox="199 1344 1396 1646"> <thead> <tr> <th>合同庁舎共用部分に設置されている案内板</th> <th>当該官署が占有部分に設置している案内板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合同庁舎入居官署の案内板（1階東棟守衛カウンター前）の法務局掲示部分</td> <td>⑦ 3階のフロア案内図（登記部門入口壁面）</td> </tr> <tr> <td>② 西棟エレベーターホール掲示板</td> <td>⑧ 3階エレベーターホールの部署案内図</td> </tr> <tr> <td>③ 西棟3階のエレベーター前フロア案内台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 西棟3階のフロア案内図（壁面）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 西棟3階の避難経路図（階段室側）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 西棟エレベーター内の案内板（2基）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		合同庁舎共用部分に設置されている案内板	当該官署が占有部分に設置している案内板	① 合同庁舎入居官署の案内板（1階東棟守衛カウンター前）の法務局掲示部分	⑦ 3階のフロア案内図（登記部門入口壁面）	② 西棟エレベーターホール掲示板	⑧ 3階エレベーターホールの部署案内図	③ 西棟3階のエレベーター前フロア案内台		④ 西棟3階のフロア案内図（壁面）		⑤ 西棟3階の避難経路図（階段室側）		⑥ 西棟エレベーター内の案内板（2基）	
合同庁舎共用部分に設置されている案内板	当該官署が占有部分に設置している案内板														
① 合同庁舎入居官署の案内板（1階東棟守衛カウンター前）の法務局掲示部分	⑦ 3階のフロア案内図（登記部門入口壁面）														
② 西棟エレベーターホール掲示板	⑧ 3階エレベーターホールの部署案内図														
③ 西棟3階のエレベーター前フロア案内台															
④ 西棟3階のフロア案内図（壁面）															
⑤ 西棟3階の避難経路図（階段室側）															
⑥ 西棟エレベーター内の案内板（2基）															
<p>事例番号（表示－3）</p> <p>調査対象官署名：釧路地方法務局帯広支局（帯広法務総合庁舎2階入居）</p> <p>A E Dの設置数（設置場所）：専用1台（2階登記事項証明書発行窓口）</p>															

【事例の説明】

- ① AEDが設置されている2階エレベーターホール（事務室入口前）に表示されているAEDのステッカーについては、当局の調査日現在において、来庁者の目につきにくい事務室入口から離れた位置に表示されているため、来庁者の目につきやすい位置に表示した方がよいと考えられる。
- ② 当局の調査日現在において、次のとおり、帯広法務総合庁舎の共用部分の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のためにAEDの設置フロアや設置位置を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。
 - i) 1階入口ホール（共用部分）の入居官署案内板
 - ii) エレベーター内の入居官署案内板（2基）

事例番号（表示－4）

調査対象官署名：北海道財務局（札幌第1合同庁舎管理官署）

AEDの設置数（設置場所）：共用2台（1階北側ロビー、10階エレベーターホール）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、札幌第1合同庁舎内の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために2台の共用AEDの設置フロアや設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

- ① 庁舎地下1階及び2階から17階のエレベーターホールの入居官署案内板（17か所）
- ② 10階（AED設置フロア）北側及び南側の課室案内図
- ③ 低層階用エレベーター内の入居官署案内板（1基）

事例番号（表示－5）

調査対象官署名：函館財務事務所（函館地方合同庁舎管理官署）

AEDの設置数（設置場所）：共用1台（1階ロビー）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、函館地方合同庁舎の入口や既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために1階ロビーにAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

- ① 当該合同庁舎1階北側及び南側入口ドア付近
- ② 1階ロビー付近に設置されている入居官署案内板
- ③ エレベーター内の入居官署案内板

事例番号（表示－6）

調査対象官署名：釧路財務事務所（釧路地方合同庁舎管理官署）

AEDの設置数（設置場所）：共用1台（1階ロビー）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、釧路地方合同庁舎内の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために1階ロビーにAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

<p>① 庁舎1階ロビー（AED設置階）入居官署案内板（1か所）</p> <p>② エレベーター内の入居官署案内板（4基）</p>
<p>事例番号（表示－7）</p> <p>調査対象官署名：函館税関（函館港湾合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数（設置場所）：共用2台（1階ロビー、5階エレベーターホール）</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当局の調査現在において、次のとおり、函館港湾合同庁舎の入口や既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために2台の共用AEDの設置情報を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。</p> <p>① 当該合同庁舎1階入口ドア付近</p> <p>② 1階の入居官署案内板</p> <p>③ エレベーター内の入居官署案内板（2基）</p>
<p>事例番号（表示－8）</p> <p>調査対象官署名：札幌国税局（札幌第2合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数（設置場所）：共用1台（1階合同庁舎管理室）、専用1台（9階診療所内）</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当局の調査日現在において、次のとおり、札幌第2合同庁舎の入口や既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために2台のAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行ったほうがよいと考えられるものが認められた。</p> <p>① 合同庁舎1階西側入口ドア付近</p> <p>② 合同庁舎1階東側入口ドア付近</p> <p>③ 合同庁舎1階に設置されている入居官署案内板（西側及び東側）</p> <p>④ エレベーター内の入居官署案内板（4基）</p>
<p>事例番号（表示－9）</p> <p>調査対象官署名：旭川東税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数（設置場所）：専用1台（2階総務課事務室）</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当局の調査日現在において、次のとおり、エレベーターホール等に来庁者等のために2階総務課事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。</p> <p>① AED設置階（2階）のエレベーターホール（総合受付入口）</p> <p>② エレベーター内の庁舎案内板（1基）</p>
<p>事例番号（表示－10）</p> <p>調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数（設置場所）：専用1台（1階総務課書庫内）</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当局の調査日現在において、次のとおり、入居庁舎の入口ドア等に、来庁者等のために1階総務</p>

課事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

- ① 庁舎入口ドア
- ② 庁舎1階入口ホールの階段付近に設置されている庁舎案内板

事例番号（表示-11）

調査対象官署名：室蘭税務署（室蘭地方合同庁舎管理官署）

AEDの設置数（設置場所）：共用1台（1階エントランス）、専用1台（2階事務室内）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、室蘭地方合同庁舎の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために共用及び専用のAEDそれぞれの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

（共用及び専用のAEDについての表示）

- エレベーター内の入居官署案内板（2基）

（専用のAEDについての表示）

- 2階事務室入口の自動ドア付近

事例番号（表示-12）

調査対象官署名：釧路労働基準監督署（単独庁舎入居）

AEDの設置数（設置場所）：専用1台（2階事務室）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、入居庁舎の既設の庁内案内図等の中に、来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

- 1階入口に設置の庁内案内図及び庁舎入口ドアのステッカー

事例番号（表示-13）

調査対象官署名：北見公共職業安定所（北見地方合同庁舎1、2階入居）

AEDの設置数（設置場所）：専用1台（2階事務室）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、北見地方合同庁舎の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

共用部分	占用部分
① 入口に掲示の案内板「階別入居官署名」	③ 4条通側職員通用口
② エレベーター内の案内板（1基）	④ 「ハローワーク北見ご利用案内」

事例番号（表示-14）

調査対象官署名：苫小牧公共職業安定所（苫小牧港湾合同庁舎1～3階入居）

AEDの設置数（設置場所）：専用1台（1階事務室内）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、苫小牧地方合同庁舎の既設の入居官署案内板の中に、来庁者等のために1階事務室内にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

- ① 1階入口ロビーの当該官署の案内板
- ② エレベーター内の入居官署案内板（1基）

事例番号（表示-15）

調査対象官署名：札幌開発建設部（単独庁舎入居）

AEDの設置数（設置場所）：専用2台（1階守衛室前、5階診療所入口前）

【事例の説明】

当局の調査日現在において、次のとおり、入居庁舎の既設の部署案内板等の中に、来庁者等のために2台のAEDの設置フロアや設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。

- ① エレベーターホールの各階の部署案内板（7か所）
- ② AED設置階（1階及び5階）のエレベーターホールのフロア案内図
- ③ エレベーター内の部署案内板（1基）

事例番号（表示-16）

調査対象官署名：国営滝野すずらん丘陵公園事務所（その他施設）

AEDの設置数（設置場所）：専用9台（公園内施設）

【事例の説明】

当該施設がAEDを設置している施設のうち、次の施設については、入口が複数あることや、冬季と夏季でAEDの設置場所を変更しているため利用者が混乱するとして、AEDの設置を示す表示が掲示されていない入口等があるが、当該施設の利用者のためにAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。また、既にAEDの設置を示すステッカーが貼付されているものの中には、表示が劣化しているものがあった。

区分	No.	AED設置施設名	表示がない場所	表示の劣化
通年 設置	1	カントリーハウス	裏口ガラス扉	—
	2	こどもの谷虹の巣ドーム	冬季入口（3か所） （冬季閉鎖1か所を除く。）	窓口に貼付しているステッカー
	3	森の交流館	・本館入口（地下2階） ・エレベーターホール ・エレベーター内部（1基）	—
冬季 設置	4	スキーヤーズサロン	・正面入口ガラス扉 ・スキースクールカウンター	—

（注） 当該施設のAEDについては、当該施設の運営維持管理業務を受託している民間事業者が設置し、管理している。

事例表 1 - (2) - ②

事務室の書庫内など来庁者等の目につきにくい場所に A E D が保管されているもの (3 官署 3 事例)

<p>事例番号 (保管 - 1)</p> <p>調査対象官署名 : 苫小牧税務署 (単独庁舎入居)</p> <p>A E D の設置数 (設置場所) : 専用 1 台 (1 階総務課書庫内)</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>A E D の設置場所については、分かりやすく普段から目につきやすい位置に設置されていることが望ましいが、当該官署は、このことについて十分承知していなかったため、A E D を 1 階総務課の書庫の中に保管している。書庫の扉には A E D の設置を示すステッカーが貼付されているが、普段は書庫の扉が閉められていることから、A E D そのものが見えない上、緊急時に来庁者等がすぐさま使用しにくい状態となっている。また、この A E D の設置位置を示す「立置式表示プレート」が、総務課入口のドアに視界をさえぎられているため、来庁者等の目につきにくい。</p>
<p>事例番号 2 (保管 - 2)</p> <p>調査対象官署名 : 室蘭税務署 (室蘭地方合同庁舎管理官署)</p> <p>A E D の設置数 (設置場所) : 共用 1 台 (1 階エントランス)、専用 1 台 (2 階事務室内)</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>A E D の設置場所については、分かりやすく普段から目につきやすい位置に設置されていることが望ましいが、当該官署は、このことについて十分承知していなかったため、専用の A E D をパーテーションや柱の陰となって来庁者等の目につきにくい 2 階総務課のカウンター上に置いている。</p>
<p>事例番号 (保管 - 3)</p> <p>調査対象官署名 : 釧路労働基準監督署 (単独庁舎入居)</p> <p>A E D の設置数 (設置場所) : 専用 1 台 (2 階事務室)</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>A E D の設置場所については、分かりやすく普段から目につきやすい位置に設置されていることが望ましいが、当該官署は、このことについて承知していなかったため、A E D を 2 階事務室の書庫の中に保管している。書庫の扉には A E D の設置を示すステッカーが貼付されているものの、普段は書庫の扉が閉められていることから、A E D そのものが見えない上、緊急時に来庁者等がすぐさま使用しにくい状態で保管されている。</p>

図表 1 - (3) 「寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について」（平成 26 年 12 月 18 日付け薬食安発 1218 第 1 号別記代表者宛て厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発第 0927 第 6 号、薬食発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）により、適切な維持管理について周知徹底をお願いしているところです。

AEDについては、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、AEDが正しく作動しない可能性が指摘されています。

については、貴社が製造販売するAEDについて、AEDの設置者・購入者に対して、AEDの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守および適切な保管方法について、特に寒冷地については直ちに情報提供するようお願いいたします。

<別記>

旭化成ゾールメディカル株式会社、オムロンヘルスケア株式会社、株式会社CU 日本光電工業株式会社、フイジオコントロールジャパン株式会社、株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

（注） 下線は当局が付した。

2 職員に対する講習の実施状況

通 知	説明図表番号
<p>ガイドラインでは、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことの重要性が示されており、AEDの設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要とされている。それ以外の一般市民についても、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要があるとされている。</p>	<p>図表2-① (再掲)</p>
<p>AEDの使用に関する講習(以下「講習」という。)の頻度については、厚生労働省が平成24年9月21日に、各都道府県知事宛ての「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正)により通知している。この通知では、一定の頻度で心停止者に対応することが期待、想定される者及び一般市民を対象とした講習については、おおむね2年の間隔で定期的実施されることが望ましいとされている。また、総務省消防庁が都道府県知事宛てに通知している「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱」(平成5年5月30日付け消防庁次長通知)では、一般市民を対象とした普通救命講習は、2年から3年間隔で定期的実施することとされている。</p>	<p>図表2-② (再掲)</p>
<p>このようなことから、AEDを設置している国の行政機関や共用のAEDが設置されている合同庁舎に入居する国の行政機関においても、緊急時に職員がAEDの使用による心肺蘇生法を実践できるようにするために、職員を対象とした講習が定期的実施されることが望まれる。</p> <p>今回25官署における職員に対する講習の実施状況について実地に調査した結果、以下のとおり、14官署(56.0%)において職員に対する講習を定期的実施していない又は職員数に比べて講習受講者数が少ないものが認められた。</p> <p>なお、以下の事例の中には、当局の調査を契機に、各官署において必要な改善措置が講じられたものを含んでいる。</p> <p>(1) 合同庁舎の管理官署における講習の実施状況</p> <p>当局が意見を聴取した札幌市消防局では、一般市民が救命措置を必要とする現場に遭遇した場合、第一発見者等の複数の者が救命活動(119番への通報、心肺停止者の意識や呼吸の確認、胸骨圧迫、AEDの準備・使用等)に当たることがその後の存命率にも影響するため、不特定多数の者が利用する施設の関係者が救命講習等を定期的受講することは有効であるとしている。</p> <p>不特定多数の者が訪れる合同庁舎に入居する官署の職員は、AEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があり、できるだけ多くの入居官署の職員が救命活動を行えるようにするため、合同庁舎の管理官署には、自官署の職員を含めた全入居官署の職員(以下「入居官署の職員」という。)を対象とした講習を定期的実施することが期待される。</p> <p>今回共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署10官署における講習の実施状況を調査した結果、直近3年間(平成24年4月1日から26年12月1日まで</p>	<p>図表2-③ (再掲)</p>

の間)に入居官署の職員を対象とした講習を実施しているものが4官署(40.0%)ある一方で、次のとおり、入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していないものが6官署(60.0%)認められた。

- ① AEDを設置後、入居官署の職員を対象とした講習を1回も実施していないもの(3官署)
- ② 自官署の職員のみを対象とした講習しか実施していないもの(2官署)
- ③ 入居官署の職員を対象とした講習を実施しているが、直近3年間に実施していないもの(1官署)

上記①から③の6官署が入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由は、i)庁舎警備員等がAEDを操作することとしていたためとしているものが4官署、ii)前任の担当者からの引継もなく、入居官署の職員を対象とした講習を実施する必要性を認識していなかったためとしているものが1官署、iii)自官署の職員が入居官署職員の約8割を占めることから、自官署の職員のみを対象とした講習を実施することで緊急時に対応可能と考えていたためとしているものが1官署となっている。

なお、上記①から③までの管理官署以外の当該合同庁舎に入居する官署の中には、AEDの使用に関する講習を自ら実施しているものがあるほか、管理官署が主催する講習の実施を希望するものや今後自ら講習を実施することについて検討しているものもみられ、合同庁舎の管理官署が各入居官署の意向や意見を確認し、入居官署の職員を対象とした講習を積極的に実施することが望まれる。

(2) 単独庁舎等に入居する官署における講習の実施状況

来庁者が多いと考えられる単独庁舎等に入居し専用のAEDを設置、管理している官署(合同庁舎に入居し、専用のAEDを設置している官署を含む。)15官署における講習の実施状況を調査した結果、直近3年間に自官署の職員を対象とした講習を実施しているものが7官署(46.7%)ある一方で、次のとおり、自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない又は定期的に講習を実施しているが、職員数に比べて講習受講者数が少ないと考えられるものが8官署(53.3%)認められた。

- ① AEDを設置後、自官署の職員を対象とした講習を1回も実施していないもの(4官署)
- ② 直近3年間に自官署の職員を対象とした講習を実施しているが、職員数に比べて講習受講者数が少ないと考えられるもの(4官署)。

上記①の4官署が自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由については、i)自官署の職員を対象とした講習を実施する必要性を認識していなかったためとしているものが2官署、ii)過去に講習受講歴のある者が在籍しているためとしているものが1官署、iii)職員数が少ない窓口機関であり、講習を受講させる機会を確保できなかったとしているものが1官署となっている。

上記②の4官署において職員数に比べて受講者数が少なくなっている理由については、i)職員数が少ない窓口機関であり、講習を受講する機会を確保できなかったとしているものが2官署、ii)過去に講習受講歴のある者が在籍しているため

事例表2-(1)-
①~③

事例表2-(2)-
①~②

としているものが1官署、iii) 特定の職員を受講させることで足りると考えていたためとしているものが1官署となっている。

上記(1)及び(2)のような事例がみられる原因は、各官署がガイドラインで示されているAEDを使用できる人材を増やすことの重要性や必要性について十分に理解、認識していないことによると考えられる。また、職員数が少ない窓口機関等については、自官署の職員を消防機関等が一般市民向けに開催している講習に計画的に参加させることなどを検討すべきではないかと考えられる。

このため、AEDを設置している官署は、今後、ガイドラインで周知されている内容についての理解、認識を深め、職員が講習を受講する機会を確保することが望まれる。

したがって、関係行政機関は、多くの職員が緊急時にAEDの使用による心肺蘇生法を実践できるようにする観点から、下部機関を含め、次の措置を講じる必要がある。

- ① 共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署のうち、入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していないところについて、できるだけ多くの入居官署の職員が講習を受講する機会を設けること。(札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局)
- ② 専用のAEDを設置している単独庁舎等に入居する官署のうち、自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していないところ又は職員数に比べて講習受講者数が少ないところについて、できるだけ多くの職員が講習を受講する機会を設けること。(札幌法務局、札幌国税局、北海道労働局、北海道開発局、北海道運輸局)

(説明)

図表 2-① 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)

(略)

6 AEDの使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくこと必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-② 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

(略)

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講義の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

(略)

別添 1 自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例 (分)
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
<u>心肺蘇生 (実技)</u>	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸含む)が実施できる	10
	胸骨圧迫(心臓マッサージ)	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
<u>AEDの使用 (実技)</u>	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ)	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
	指導者による使用方法の実際の呈示	AEDの使用方法和注意点を理解する	10
	AEDの実技	シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-③ 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号都道府県知事宛て消防庁次長通知）（抜粋）

(略)

4 住民に対する普及講習の種類

(1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表 1、別表 1 の 2、別表 1 の 3 及び別表 2 のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目	
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	

(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び AED の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表 3 のとおりとする。

(略)

別表 1 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。 2 <u>自動体外式除細器（AED）について理解し、正しく使用できる。</u> 3 異物除去法及び大出血時の止を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領
			口対人工呼吸法
			シナリオに対応した心肺蘇生法
	AED の使用法	AED の使用方法（ビデオ等）	
		指導者による使用方法の呈示	
異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法		
合計時間			180

備考	1 2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	---

(別表 1 の 2（普通救命講習 II）及び別表 1 の 3（普通救命講習 III）は略)

別表3 救命入門コース

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 <u>自動体外式除細器（AED）を使用できる。</u>
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）		
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90		
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）		反応の確認、通報	
				胸骨圧迫要領	
				気道確保要領（呈示又は体験）	
				口対人工呼吸法（呈示又は体験）	
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
				AEDの使用法	
				AEDの実技要領	
		合計時間			

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

○ 講習に関する事例（合同庁舎の管理官署）

事例表 2 - (1) - ①

AEDを設置後、入居官署の職員を対象とした講習を1回も実施していないもの(2官署2事例)

<p>事例番号（講習－1）</p> <p>調査対象官署名：札幌高等検察庁（札幌第3合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用2台、専用1台</p> <hr/> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、前任の担当者から引継がなかったことを理由に、札幌第3合同庁舎に共用のAEDを設置した平成21年1月以降、自官署の職員を含めた入居官署の職員を対象とした講習を1回も実施していない（注）。</p> <p>なお、札幌第3合同庁舎に入居する他の8官署のうち1官署は、過去3年間に1回以上、自官署の職員を対象としたAEDの使用に関する講習を自ら実施している。過去3年間に講習を実施していない7官署のうち4官署では、今後、自官署の職員に対する講習の実施について検討するとしており、講習を実施する必要性についての認識を深めている入居官署がある。</p> <p>（注） 当該官署は、消防機関等を招いた救命講習等は実施していないが、防災訓練の一環として、毎年度、異動してきた者等を札幌市民防災センターに派遣し、同センターの救急体験コーナーでAEDを使用した心肺蘇生を体験させている。</p>
<p>事例番号（講習－2）</p> <p>調査対象官署名：釧路財務事務所（釧路地方合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用1台</p> <hr/> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、釧路地方合同庁舎警備業務の委託契約において庁舎警備員がAEDの点検、操作を行うことを条件（注1）として付していることから、自官署の職員を含め入居官署の職員がAEDを操作することを想定しておらず、合同庁舎にAEDを設置した平成19年12月以降、自官署職員（注2）を含めた入居官署職員を対象とした講習を1回も実施していない（注2）。</p> <p>なお、当該官署以外の入居官署7官署のうち4官署は、過去3年間に1回以上、自官署の職員を対象とした講習を自ら実施している。過去3年間に講習を実施していない3官署のうち2官署では、今後、講習の実施について検討するとしており、講習を実施する必要性についての認識を深めている入居官署がある。</p> <p>（注1） 庁舎警備員については、全員が「普通救命講習」の受講を終了し、AEDの操作並びに心肺蘇生法が行える者であることが条件とされている。</p> <p>（注2） 当該官署は、自官署の職員に対して、防災訓練の一環として、平成26年9月に2回、釧路市消防本部が主催する体験学習に職員（24人）を参加させ、心肺蘇生法・AEDトレーニング（約30分、代表者が実技を体験）を体験させている。</p>

事例表 2 - (1) - ②

自官署の職員のみを対象とした講習しか実施していないもの（2官署2事例）

<p>事例番号（講習－3）</p> <p>調査対象官署名：函館税関（函館港湾合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用2台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、函館港湾合同庁舎入居官署職員全体の約8割を当該官署の職員が占めることから、緊急時には当該官署の職員のみで対応が可能であるとして、自官署職員のみを対象とした講習しか実施していない。</p> <p>なお、当該合同庁舎の入居官署の中には、管理官署において講習を実施することを望んでいるものがみられる。</p>
<p>事例番号（講習－4）</p> <p>調査対象官署名：札幌国税局（札幌第2合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用1台、専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、AEDの使用が必要な場合、札幌第2合同庁舎9階の国税局医務室の医師及び看護師（計9人）が対応できるとして、自官署職員のみを対象とした講習しか実施していない。</p> <p>なお、当該合同庁舎の入居官署の中には、自らAEDを設置していないものの、今後講習の実施について検討したいとしているものがみられる。</p>

事例表 2 - (1) - ③

入居官署職員を対象とした講習を実施しているが、直近 3 年間に実施していないもの (2 官署 2 事例)

事例番号 (講習 - 5)

調査対象官署名 : 北海道財務局 (札幌第 1 合同庁舎管理官署)

AED の設置数 : 共用 2 台

【事例の説明】

当該官署は、合同庁舎に共用の AED を設置した平成 19 年度及び 23 年度に、それぞれ自官署職員及び入居官署職員を対象とした AED の使用に関する講習を実施している。

しかし、当該官署は、合同庁舎警備業務の委託契約において庁舎警備員が AED の点検、操作を行うことを条件 (注) として付していることから、自官署の職員を含め入居官署の職員が AED を操作することを想定しておらず、平成 24 年度以降は自官署職員を含めた入居官署職員を対象とした講習を実施していない。

なお、当該官署以外の入居官署 15 官署のうち 9 官署は、直近 3 年間に 1 回以上、自官署の職員を対象とした講習を自ら実施している。また、直近 3 年間に講習を実施していない 6 官署のうち 1 官署では、合同庁舎主催の講習の実施を要望し、5 官署では、講習の実施について検討するとしており、講習を実施する必要性についての認識を深めている入居官署がある。

(注) 庁舎警備員については、半数以上が「普通救命救急講習 I」以上の救命技能を有する者で、常駐で複数配置できることが条件とされている。

事例番号 (講習 - 6)

調査対象官署名 : 北海道財務局小樽出張所 (小樽地方合同庁舎管理官署)

AED の設置数 : 共用 1 台

【事例の説明】

当該官署は、合同庁舎に共用の AED を設置した翌年の平成 21 年度に、自官署職員及び入居官署職員を対象とした AED の使用に関する講習を実施している。

しかし、当該官署は、小樽地方合同庁舎警備業務の委託契約において庁舎警備員が AED の点検、操作を行うことを条件 (注) としていることから、自官署の職員を含め入居官署の職員が AED を操作することを想定しておらず、平成 22 年度以降は自官署職員や入居官署職員を対象とした AED の使用に関する講習を実施していない。

なお、当該官署を除く合同庁舎に入居している 9 官署のうち、これまで 1 回も講習を実施 (受講) していないものが 3 官署あるが、このうち合同庁舎の管理官署が主催する講習の開催を望むものが 1 官署、自ら講習を実施することについて検討するとしているものが 2 官署ある。

(注) 庁舎警備員については、全員が「普通救命講習 I 又は II」の受講を終了している。

○ 講習に関する事例（単独庁舎等入居官署）

事例表 2 - (2) - ①

AEDを設置後、自官署の職員を対象とした講習を1回も実施していないもの（4官署4事例）

<p>事例番号（講習－7） 調査対象官署名：札幌法務局札幌西出張所（単独庁舎入居） AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】 当該官署は、講習の必要性について認識していなかったため、AEDを設置した平成22年3月以降、自官署職員を対象とした講習を1回も実施していない。</p>
<p>事例番号（講習－8） 調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居） AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】 当該官署は、平成20年に、上部機関である札幌国税局が開催したAEDの使用に関する講習に行（二）職員（運転手）を出席させている。この講習の受講者（1人）が当局の調査日現在も在籍していることから、AEDを設置した平成21年3月以降、自官署職員を対象とした講習を1回も実施していない。</p>
<p>事例番号（講習－9） 調査対象官署名：釧路運輸支局（単独庁舎入居） AEDの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】 当該官署は、平成22年8月にAEDを設置した際に、当時の在職職員を販売業者により実施された実務講習会に参加させているが、AEDの使用に関する講習を定期的に行うことの必要性について認識していなかったため、それ以降、26年12月1日までの間、自官署職員を対象としたAEDの使用に関する講習を1回も実施していない（注1及び注2）。</p> <p>（注1） 当該官署は、当局の調査を契機にAEDの使用に関する講習の重要性等を認識し、平成27年2月2日に釧路市消防本部から講師を招き、講習を実施している（在職職員35人中12人が受講）。</p> <p>（注2） 当該官署は、毎年度、防災訓練の一環として、異動してきた職員等を釧路市消防本部（釧路市防災センター）の体験学習に参加させ、心肺蘇生法・AEDトレーニングを体験させている。</p>
<p>事例番号（講習－10） 調査対象官署名：北見運輸支局（単独庁舎入居） AEDの設置数：専用1台</p>

【事例の説明】

当該官署は、平成 22 年 8 月に A E D を設置した以降、26 年 12 月 1 日までの間、自官署職員を対象とした A E D の使用に関する講習を実施していない。

当該官署では、少数官署（職員数 17 人）であり窓口業務が中心であることから、職員が勤務時間中に一度に業務を離れることが困難であるとして、これまでは受講者が 10 人以上必要とされる消防機関を招いた講習を受けさせることができなかったとしている。

なお、当該官署は、当局の調査を契機に、平成 27 年 2 月及び 3 月の勤務時間終了後に、消防署に職員を派遣して A E D 講習を受講させることとしており、26 年度内に 6 人の職員が A E D の使用に関する講習を受講する予定となっている。

事例表 2 - (2) - ②

直近 3 年間に自官署の職員を対象とした講習を実施しているが、職員数に比べて講習受講者数が少ないと考えられるもの（4 官署 4 事例）

事例番号（講習 - 11）

調査対象官署名：釧路労働基準監督署（単独庁舎入居）

A E D の設置数：専用 1 台

【事例の説明】

当該官署は、職員数が少ないため、執務時間中に A E D の使用に関する講習を受講させる機会を確保することが困難として自官署職員を対象とした講習を実施しておらず、毎年度 1 回、上部機関である北海道労働局が開催する庶務・会計経理担当者会議に庶務担当者を 1 名程度出席させ、同会議において実施される A E D の使用に関する講習（普通救命講習）を受講させている。

しかし、平成 26 年 12 月 1 日現在の常勤職員数 21 人のうち、同講習の受講歴がある者は 5 人（23.8%）となっており、このうち直近 3 年間に受講歴がある者は 2 人（9.5%）のみとなっている。

事例番号（講習 - 12）

調査対象官署名：苫小牧公共職業安定所（苫小牧港湾合同庁舎 1 ～ 3 階入居）

A E D の設置数：専用 1 台

【事例の説明】

当該官署は、過去の勤務官署で A E D の使用に関する講習したことがある者（4 人）が在籍していることから、自官署職員を対象とした講習を実施していないが、職員数（平成 26 年 12 月 1 日現在 62 人）に比べ受講歴がある者（6.5%）が少ないと考えられる。

なお、当該官署の上部機関である北海道労働局は、毎年度 5 月に庶務・会計経理担当者会議を開催し、この際に普通救命講習を実施しているが、平成 24 年度以降、当該官署の総務担当者は、業務多忙で当該講習を受講していない。

事例番号（講習－13）

調査対象官署名：北見公共職業安定所（北見地方合同庁舎 1、2 階入居）

AEDの設置数：専用 1 台

【事例の説明】

当該官署は、職員数が少ないため、執務時間中にAEDの使用に関する講習を受講させる機会を確保することが困難として自官署職員を対象とした講習を実施しておらず、上部機関である北海道労働局が毎年度 5 月に開催する庶務・会計経理担当者会議に担当者 1 人を出席させ、同会議において実施される普通救命講習を受講させている。また、当該官署が入居する合同庁舎の管理官署が主催するAED講習（平成 26 年 10 月開催）に、庶務課長 1 人を参加させている。

しかし、調査日現在の当該官署の職員数は 50 人（うち 34 人は非常勤職員）であることから、講習受講者 2 人は、職員数に比べて少ないと考えられる。

事例番号（講習－14）

調査対象官署名：札幌開発建設部（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用 2 台（1 階守衛室前、5 階診療所前）

【事例の説明】

当該官署は、毎年 1 回、全職員を対象とした自衛消防訓練（2 時間程度）を実施しており、この中で、1 時間程度のAED講習会を開催している。AED講習会には、見学者を含め 20 人から 50 人程度の職員が参加している。

しかし、当該自衛消防訓練において、実際にAEDを用いた使用方法の実技訓練を行うことができる職員は、参加者のうち応急救護班に所属する 9 人程度（1 班 3 人× 3 班編成）であることから、当該自衛消防訓練においてAEDの使用方法を実地に習得する機会のある職員は、職員全体（578 人（常勤 538 人、非常勤 40 人））の 1.6%となっており、職員数に比べて講習受講機会のある職員数が少ないと考えられ、職員へのAED講習の受講機会の拡大が望まれる。

AED講習の受講機会の拡大について、当該官署では、講習の必要性は認識していたが、実技訓練を特定の職員だけで行うことで足りると考えていたとしており、今後は講習の開催回数を増やす等により、AEDの使用方法を職員が実地に習得する機会を拡大したいとしている。

3 AEDの設置情報の登録、公表の状況

通 知	説明図表番号
<p>一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）は、AEDの設置者に対して、AEDの製造販売業者等を通じてAEDの設置場所等に関する情報（以下「AEDの設置情報」という。）を財団へ登録するよう要請しており、AEDの設置者の同意の下に、財団のホームページ上で全国のAEDの設置情報を公開している。</p> <p>厚生労働省は、平成21年通知の添付文書において、AEDの設置情報を財団へ登録することの目的、意義等について、次のとおり周知している。</p> <p>① 平成19年以降、AEDの設置情報について製造販売業者等を通じて財団へ登録するよう依頼していること。</p> <p>② AEDの設置情報を財団のホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう取り組んでいること。</p> <p>③ AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるよう、AEDの設置情報を登録していない場合又は変更した場合は財団への登録を積極的に実施するようお願いしていること。</p> <p>また、厚生労働省は、同省のホームページ上においても、地域住民、救急医療に関わる機関が必要な時に迅速に対応するために、あらかじめAEDの設置情報を把握することや製造販売業者からのリコール等の安全性情報を迅速・確実に受けることが重要であるとして、AEDの設置情報を財団へ登録するよう周知、要請している。</p> <p>以上のようなAEDの設置情報を財団に登録することの目的、意義等を踏まえると、国の行政機関におけるAEDの設置情報についても漏れることなく財団へ登録される必要がある。また、AEDの設置情報を一般市民に対して提供する手段の一つとして、できるだけ多くの国の行政機関のホームページ上で公表されることが望まれる。</p> <p>今回調査対象とした25官署におけるAEDの設置情報の財団への登録状況及び自官署のホームページ上でのAEDの設置情報の公表状況について実地に調査した結果、以下のとおり、21官署（84.0%）においてAEDの設置情報が財団へ登録されていない又は登録しているが登録内容が適当でないものが認められた。また、AEDの設置情報をホームページ上で公表していないものが22官署（88.0%）あった。</p> <p>なお、以下の事例の中には、当局の調査を契機に、各官署において必要な改善措置が講じられたものを含んでいる。</p> <p>(1) AEDの設置情報の財団への登録状況</p> <p>財団のホームページによると、AEDの設置情報の財団への登録手続については、製造販売業者を通じて行われており、登録情報の種類は、AEDごとに、i) 設置年月日、ii) 設置者の名称及び公共団体、民間企業等の種別、iii) 設置場所の住所、名称（施設名）、カテゴリー（種別）、設置位置及び設置目的となっている。このうち、AEDの設置者が同意した場合は、名称（施設名）、住所、AEDの設置位置及び設置台数が財団のホームページ上で公表されており、財団のホ</p>	<p>図表3-① (再掲)</p> <p>図表3-② (再掲)</p> <p>図表3-③ (再掲)</p>

ホームページの閲覧者は、登録されている住所や施設名、設置場所の 카테고리により AED が設置されている施設を検索できるようになっている。また、設置場所の 카테고리は 16 区分あり、国の行政機関については、海上保安庁や防衛省を除き、多くのものが「その他の不特定多数が利用する公的施設」の 카테고리で登録されている。

調査対象とした 25 官署のうち、次のとおり、20 官署 (80.0%) において AED の設置情報を財団へ登録していないもの又は登録はされているが、設置位置が財団のホームページ上で公表されていないなど登録内容が適当でないものが認められた。

- ① 保有する全ての AED の設置情報を財団へ登録していないもの (8 官署)
- ② 保有する AED の全部又は一部の設置情報を登録しておらず、かつ、i) 登録されている AED の設置場所の カテゴリが「会社・事業所」となっているなど登録内容が適当でない、ii) 更新前の AED の設置情報が登録されたままであり、設置場所の カテゴリも「その他の不特定多数が利用する民間施設」となっているなど登録内容が適当でないもの (4 官署)
- ③ 保有する全ての AED の設置情報が財団へ登録されているが、i) 設置位置の情報が財団のホームページ上で公表されていない、ii) 設置場所の カテゴリが「会社・事業所」や「その他」の区分で登録されている、iii) 既に廃棄された AED が登録されたままとなっているなど登録内容が適当でないもの (8 官署)

上記①及び②の官署 (延べ 12 官署) が、AED の設置情報を財団へ登録していない理由については、i) 財団へ登録する必要性を認識していなかったためとしているものが 4 官署 (33.3%)、ii) 上部機関が登録手続を行わなかったためとしているものが 3 官署 (25.0%)、iii) 登録要件を誤認していたとしているものが 2 官署 (16.7%)、iv) AED 設置当時の担当者が異動している等のため理由が不明としているものが 2 官署 (16.7%)、v) 登録手続を失念していたとしているものが 1 官署 (8.3%) となっている。また、上記②及び③の官署 (延べ 12 官署) では、現状のような登録内容となっている理由について、AED の設置当時の担当者が異動している等のため不明であるとしている。

このように財団へ AED の設置情報が登録されていない事例がみられる原因は、各官署が平成 21 年通知や厚生労働省のホームページ上で周知されている財団へ AED の設置情報を登録することの目的、意義等について十分に理解、認識していないことにあると考えられる。

また、既に財団に登録されている内容が適当でない事例がみられる原因については、AED の登録手続が製造販売業者を通じて行われているため、今回の調査では正確に分析できなかった。しかし、各官署は、財団へ AED の設置情報を登録した後に、財団のホームページ上で自らの AED に係る公表内容を確認し、必要に応じ登録内容を変更することが可能であることを踏まえると、財団が公表している AED の設置情報について各官署の関心が低いことが原因の一つと考えられる。

なお、平成 26 年 12 月 1 日現在、当局が財団のホームページ上で北海道内の国の行政機関について検索したところ、AED の設置場所の カテゴリが適当でない

図表 3-④

事例表 3-(1)-
①~③

図表 3-⑤

と考えられるものが、確認できたものだけで 15 官署認められた。

(2) AEDの設置情報の自官署のホームページにおける公表状況

調査対象とした 12 機関 25 官署における自官署のホームページ上での AED の設置情報の公表状況は、次のとおりである。

- ① 自官署のホームページ上で公表しているもの 1 機関 2 官署 (8.0%)
- ② 自官署のホームページ上で公表しているが、一部の AED を公表していないもの 1 機関 1 官署 (4.0%)
- ③ 自官署のホームページ上で公表していないもの 11 機関 22 官署 (88.0%)

(注) 「機関」とは、ブロック機関等の上部機関を指す。

このうち、上記③の 22 官署が自官署のホームページ上で AED の設置情報を公表していない理由については、i) 自官署のホームページ上で AED の設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったためとしているものが 12 官署 (54.5%)、ii) 自官署のホームページ上に合同庁舎に係る情報を掲載するサイトがないことや公表することについての有効性について検討したことがなかったためとしているものが 6 官署 (27.3%。合同庁舎の管理官署)、iii) 上部機関がホームページへの掲載情報等を判断していることから、AED の設置情報を掲載することについて自ら検討したことがなかったためとしているものが 4 官署 (18.2%) となっている。

一方で、函館地方気象台及び稚内地方気象台は、自官署のホームページ上で AED の設置情報を公表しており、後者 (合同庁舎の管理官署) については、合同庁舎に設置されている共用の AED の設置情報を自官署のホームページ上で公表している。この例に倣い、自官署のホームページ上で AED の設置情報を公表していない官署も、今後は、ホームページ上で公表することが望まれる。

したがって、関係行政機関は、AED の設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、下部機関を含め、次の措置を講じる必要がある。

- ① AED を自ら設置、管理している官署のうち、AED の設置情報を財団へ登録していないところについて、財団へ登録すること。また、既に財団に登録している AED の設置情報が適当でないところについて、必要な変更を行うこと。(札幌法務局、釧路地方法務局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道労働局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台)
- ② AED を自ら設置、管理している官署のうち、AED の設置情報を自官署のホームページ上で公表していないところについて、公表することの可否を検討し、可能な限り公表すること。(札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道労働局、北海道開発局、北海道運輸局)

事例表 3 - (2) -

①~②

(説明)

図表3-① 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」(注意喚起及び関係団体への周知依頼)(平成21年4月16日付け医政発0416001号 薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知)(抜粋)

別紙 AEDの設置者等が行うべき事項等について

(略)

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表3-② AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A(平成21年4月16日)(抜粋)

(略)

・ その他

Q25 AEDの設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AEDは救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されているAEDの場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AEDの不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等には、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

(以下略)

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表 3-③ 厚生労働省のホームページにおけるAEDの設置情報を財団へ登録することについての周知、要請状況

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケータ*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック (Paramedic) アイパッド (IPAD) シーユー (CU)	日本CUメディカル システム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフバック (LIFEPAK)	フィジオコントロール ジャパン株式会社	ライフバックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス エレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aed.omronco.jp/

＜AEDの設置情報登録のお願い＞

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索 (一般財団法人日本救急医療財団)
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話：03-5253-1111（代表）内線2751,2758
AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/iyakuhin/aed/
ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医薬品・医療機器
> AEDの点検をしていますか

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表 3-④ AEDの設置情報を財団へ登録する際の設置場所のカテゴリー

1. 消防・海保・防衛関係施設
2. 医療施設（病院・診療所・医院等）
3. 介護・福祉施設
4. 公共交通機関（駅・電車・バス・タクシー・高速道路等）
5. 学校・保育施設（小中学校・高校・大学・各種学校等）
6. 体育・スポーツ施設（運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等）
7. 公園・文教・娯楽施設（図書館・テーマパーク・パチンコ店等）
8. 宿泊施設（ホテル・旅館等）
9. 商業施設（デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等）
10. その他の不特定多数が利用する公的施設
11. その他の不特定多数が利用する民間施設
12. 会社・事業所
13. 集合住宅（マンション・団地等）
14. 自宅・自家用車内
15. 設置場所を限定していない（イベント等の貸出等）
16. その他

（注） 下線は当局が付した。

○ A E Dの設置情報の財団への登録状況に関する事例

事例表 3 - (1) - ①

保有する全てのA E Dの設置情報を財団へ登録していないもの（8官署8事例）

<p>事例番号（登録－1）</p> <p>調査対象官署名：札幌法務局札幌西出張所（単独庁舎入居）</p> <p>A E Dの設置数：専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置しているA E Dについては、当該官署の上部機関である札幌法務局が財団への登録手続を失念していたため、平成26年12月1日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p>
<p>事例番号（登録－2）</p> <p>調査対象官署名：札幌高等検察庁（札幌第3合同庁舎管理官署）</p> <p>A E Dの設置数：共用2台、専用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が札幌第3合同庁舎に設置している3台のA E D（共用2台、専用1台）については、当該官署がA E Dの設置情報を財団へ登録する必要性について認識していなかったため、平成26年12月1日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p>
<p>事例番号（登録－3）</p> <p>調査対象官署名：旭川財務事務所（旭川地方合同庁舎管理官署）</p> <p>A E Dの設置数：共用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置しているA E Dについては、当該官署がA E Dの設置情報を財団へ登録する必要性について認識しておらず、上部機関からの指示や前任者からの引継もなかったため、平成26年12月1日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p>
<p>事例番号（登録－4）</p> <p>調査対象官署名：釧路財務事務所（釧路地方合同庁舎管理官署）</p> <p>A E Dの設置数：共用1台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が釧路地方合同庁舎に設置しているA E Dについては、当該官署がA E Dの設置情報を財団へ登録する必要性について認識していなかったため、平成26年12月1日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p> <p>（注） 当該官署は、平成26年11月に、A E Dの製造会社からA E D本体の耐用年数、バッテリー及び電極パッドの交換時期の確認を促すはがきを受領した際に、A E Dの設置情報が財団へ登録されていないことを把握したため、26年12月24日にA E Dの販売会社を通じて、財団への登録手続を行っている。</p>

<p>事例番号（登録－５）</p> <p>調査対象官署名：札幌国税局（札幌第２合同庁舎管理官署）</p> <p>AEDの設置数：共用１台、専用１台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が札幌第２合同庁舎に設置している２台のAED（平成１８年３月設置と２０年３月設置）については、平成２６年１２月１日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p> <p>２台のAEDのうち１台については、平成２６年１２月に更新されており、当局の調査日現在、登録手続中となっているが、他の１台については、当時の担当者が異動しており、記録も残っていないため、設置情報が財団へ登録されていない理由は不明となっている。</p>
<p>事例番号（登録－６）</p> <p>調査対象官署名：旭川東税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用１台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置しているAEDについては、当該官署の上部機関である札幌国税局が登録手続を行わなかったため、平成２６年１２月１日現在、財団へ設置情報が登録されていない。</p>
<p>事例番号（登録－７）</p> <p>調査対象官署名：苫小牧税務署（単独庁舎入居）</p> <p>AEDの設置数：専用１台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置しているAEDについては、当該官署の上部機関である札幌国税局が登録手続を行わなかったため、平成２６年１２月１日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p>
<p>事例番号（登録－８）</p> <p>調査対象官署名：国営滝野すずらん丘陵公園事務所（その他施設）</p> <p>AEDの設置数：専用９台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該施設が滝野すずらん丘陵公園内に設置しているAED９台については、平成２６年１２月１日現在、設置情報が財団へ登録されていない。</p> <p>この理由について当該施設では、財団へ登録する必要性については承知していたが、財団へ登録できるAEDの要件が、i) 付近住民が利用可能であること、ii) ２４時間利用可能であることであると誤認していたため、当該官署が設置しているAEDの利用範囲が公園利用者に限られ、利用可能時間も開園時間内に限られることから、財団の登録要件には合致しないと判断し、登録しなかったとしている。</p> <p>（注） 当該施設のAEDについては、当該施設の運営維持管理業務を受託している民間事業者が設置し、管理している。</p>

事例表 3 - (1) - ②

保有する A E D の全部又は一部の設置情報を登録しておらず、かつ、i) 登録されている A E D の設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」となっているなど登録内容が適当でない、ii) 更新前の A E D の設置情報が登録されたままであり、設置場所のカテゴリーも「その他の不特定多数が利用する民間施設」となっているなど登録内容が適当でないもの（4 官署 4 事例）

事例番号（登録－9）

調査対象官署名：北海道財務局（札幌第 1 合同庁舎管理官署）

A E D の設置数：共用 2 台

【事例の説明】

① 当該官署が札幌第 1 合同庁舎に設置している 2 台の共用の A E D のうちの 1 台については、当該官署が A E D ごとの登録ではなく A E D の設置者の情報のみを登録することで足りると誤認していたため、平成 26 年 12 月 1 日現在、設置情報が財団へ登録されていない。

（注）平成 26 年 12 月 1 日現在、財団へ登録されている 1 台の A E D については、「設置位置」の情報が公表されていないため、1 階又は 10 階のいずれの A E D が登録されているのかが不明となっている。

② 当該官署が財団へ登録している 1 台の A E D については、平成 26 年 12 月 1 日現在、i) 設置位置の情報が財団のホームページ上で公表されていない、ii) 設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」となっている、iii) 登録施設名が「札幌第 1 合同庁舎」ではなく「北海道財務局」となっているなど登録内容が適当でない。

なお、このような登録内容となっている理由については、登録手続を行った当時の担当者が異動しているため不明である。

事例番号（登録－10）

調査対象官署名：北海道財務局小樽出張所（小樽地方合同庁舎管理官署）

A E D の設置数：共用 1 台

【事例の説明】

① 当該官署が設置している A E D については、平成 25 年 8 月に更新されているが、当該官署が A E D の設置情報を財団へ登録する必要性について認識していなかったため、平成 26 年 12 月 1 日現在、設置情報が財団へ登録されていない。

② また、平成 26 年 12 月 1 日現在、更新前の A E D の設置情報が財団のホームページ上で公表されたままであり、i) 登録施設名が旧庁舎名（現庁舎は平成 22 年 3 月竣工）の「小樽港湾合同庁舎（1 F 守衛室）」となっている、ii) 設置場所のカテゴリーが「その他の不特定多数が利用する民間施設」となっているなど登録内容も適当でない。このような登録内容となっている理由については、登録手続を行った当時の担当者が異動しており、記録も残っていないため不明である。

事例番号（登録－11）

調査対象官署名：函館税関（函館港湾合同庁舎管理官署）

AEDの設置数：共用2台

【事例の説明】

- ① 当該官署は、平成17年に、それまで函館港湾合同庁舎に設置していたAED1台を23年9月に更新すると同時に、1台を新たに設置したため、調査日現在、2台のAEDを設置している。
これら2台のAEDは、平成26年12月1日現在、財団のホームページ上では設置情報が公表されていない。この理由について当該官署では、これら2台のAEDを購入した際に、販売業者に対して、公表することについて「可」と記載した「保証書及びAED設置者等の登録確認書」を提出しているが、現在まで公表に至っていない理由は不明であるとしている。
- ② また、平成26年12月1日現在、平成17年に設置していた更新前のAEDの設置情報が財団のホームページ上で公表されたままであり、設置場所の категорияも「その他の不特定多数が利用する民間施設」となっているなど登録内容が適当ではない。当該官署では、このような登録内容となっている理由については、当時の記録がなく不明であるとしている。

事例番号（登録－12）

調査対象官署名：室蘭税務署（室蘭地方合同庁舎管理官署）

AEDの設置数：共用1台、専用1台

【事例の説明】

- ① 当該官署が設置している専用のAED1台については、当該官署の上部機関である札幌国税局が登録手続を行わなかったため、平成26年12月1日現在、設置情報が財団へ登録されていない。
- ② 当該官署が設置している共用のAED1台については、平成27年1月19日に更新され、当局の調査日現在、財団へ登録手続中となっているが、更新前のAEDの設置情報が財団のホームページ上で公表されたままであり、設置場所の categoriaも「その他の不特定多数が利用する民間施設」となっているなど登録内容が適当ではない。このような登録内容となっている理由については、登録手続を行った当時の担当者が異動しているため不明である。

事例表 3 - (1) - ③

保有する全ての A E D の設置情報が財団へ登録されているが、i) 設置位置の情報が財団のホームページ上で公表されていない、ii) 設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」や「その他」の区分で登録されている、iii) 既に廃棄された A E D が登録されたままとなっているなど登録内容が適当でないもの (8 官署 8 事例)

<p>事例番号 (登録-13)</p> <p>調査対象官署名 : 釧路地方法務局帯広支局 (帯広法務合同庁舎 2 階入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置している A E D については、平成 26 年 12 月 1 日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、登録手続を行った当時の担当者が異動しており不明であるとしている。</p>
<p>事例番号 (登録-14)</p> <p>調査対象官署名 : 釧路労働基準監督署 (単独庁舎入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置している A E D については、上部機関である北海道労働局が財団へ登録手続を行い、平成 26 年 12 月 1 日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、登録手続を行った当時の担当者が異動しており不明であるとしている。</p>
<p>事例番号 (登録-15)</p> <p>調査対象官署名 : 北見公共職業安定所 (北見地方合同庁舎 1、2 階入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置している A E D については、上部機関である北海道労働局が財団へ登録手続を行い、平成 26 年 12 月 1 日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、登録手続を行った当時の担当者が異動しており不明であるとしている。</p>
<p>事例番号 (登録-16)</p> <p>調査対象官署名 : 苫小牧公共職業安定所 (苫小牧港湾合同庁舎 1 階~3 階入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>当該官署が設置している A E D については、上部機関である北海道労働局が財団へ登録手続を行い、平成 26 年 12 月 1 日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、登録手続を行った当時の担当者が異動しており不明であるとしている。</p>

事例番号（登録－17）

調査対象官署名：札幌開発建設部（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用2台（1階、5階）

【事例の説明】

① 当該官署が設置している2台のAEDについては、平成26年12月1日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、不明としている。

② また、財団への登録内容をみると、i) 設置施設名について、1階のAEDが「札幌開発建設部」となっている一方、5階のAEDは「北海道開発局札幌開発建設部」となっており登録施設の名称が統一されていない、ii) 設置場所の登録カテゴリーについて、1階のAEDが「その他不特定多数が利用する公的施設」となっているが、5階のAEDについては、「その他」で登録されており、5階のAEDの登録内容が適当ではない。

なお、当該官署では、1階のAEDについては平成19年4月に当該官署が購入し、財団に登録したが、5階のAEDについては平成20年2月に、当該官署とは別組織であった石狩川開発建設部が購入し、財団に登録しているため、5階のAEDの設置施設名及びAEDの登録カテゴリーが1階のAEDと異なっている理由は不明であるとしている。

事例番号（登録－18）

調査対象官署名：釧路運輸支局（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署が設置しているAEDについては、平成26年12月1日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、登録手続を行った当時の担当者が異動しており不明であるとしている。

事例番号（登録－19）

調査対象官署名：北見運輸支局（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署が設置しているAEDについては、平成26年12月1日現在、「設置施設名」、「住所」及び「設置台数」が財団のホームページ上で公表されているが、「設置位置」の情報が公表されていない。この理由について当該官署では、登録手続を行った当時の担当者が異動しており不明であるとしている。

事例番号（登録－20）

調査対象官署名：函館地方気象台（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

当該官署が設置しているAEDについては、平成26年12月1日現在、財団のホームページ上で公表されているが、次のとおり、財団への登録内容が適切ではない状況が認められた。

- ① 現在設置されているAEDの設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」となっている。
- ② 現在設置されているAEDの登録施設名が名称変更（平成25年10月）前の「函館海洋气象台」のままとなっている。
- ③ 既に廃止されたAEDの設置情報が公表されたままとなっている。

図表 3-⑤ 財団のホームページ上で公表されている設置場所の категорияが適当でない（「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」以外の category で登録されている、同一機関管下の各官署で category が区々になっている等）と考えられる官署の例（平成 26 年 12 月 1 日現在）

登録官署名等	公表されている登録 category	備考
旭川刑務所	「16. その他」	登録されている 3 台の AED のうち、医務室に設置されている AED を左記 category で登録し、他の 2 台は「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」で登録。
名寄拘置支所	「16. その他」	
釧路刑務支所	「16. その他」	同じ札幌矯正管区管下の札幌刑務所は、「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」で登録。
北海道農政事務所	「11. その他の不特定多数が利用する民間施設」	登録されている 2 台の AED のうち、一方を左記 category で登録し、他の 1 台は「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」で登録。
同 苫小牧地域センター	「11. その他の不特定多数が利用する民間施設」	
札幌開発建設部 空知川河川事務所	「11. その他の不特定多数が利用する民間施設」	北海道開発局管下の他の官署の多くは、「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」で登録。
同札幌道路事務所	「11. その他の不特定多数が利用する民間施設」	
室蘭開発建設部 日高道路事務所	「12. 会社・事業所」	
同 苫小牧港湾事務所	「12. 会社・事業所」	
同二風谷ダム管理所	「12. 会社・事業所」	
旭川開発建設部 富良野道路事務所	「12. 会社・事業所」	
網走開発建設部	「11. その他の不特定多数が利用する民間施設」	
同 遠軽道路事務所 ※現在は遠軽開発事務所	「16. その他」	
室蘭地方气象台	「1. 消防・海保・消防関係施設」	上部機関の札幌管区气象台は、「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」で登録。
稚内地方合同庁舎 ※管理官署は稚内開発建設部	「12. 会社・事業所」	他の道内の合同庁舎は、「10. その他の不特定多数が利用する公的施設」で登録。

（注） 当局が財団のホームページ上で確認できたものを記載した。なお、実地調査対象とした官署に係るものは除く。

○ A E Dの設置情報の自官署のホームページにおける公表状況に関する事例

事例表 3 - (2) - ①【推奨事例】

自官署のホームページ上において A E Dの設置情報を公表しているもの（1 機関 2 官署）

事例番号（公表 - 1）
① 函館地方気象台（単独庁舎入居） A E Dの設置数：専用 1 台
② 稚内地方気象台（稚内港湾合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用 1 台
【事例の説明】
○ 上記①及び②の官署は、気象庁からの指示を受けて、平成 24 年 8 月頃から、専用の A E D 1 台についての設置情報を自官署のホームページで公表している。 また、上記②の官署は、合同庁舎の管理官署であるが、自官署のホームページ上における当該官署へのアクセス方法を掲載するサイトに、 A E Dのマーク、設置している事実及び設置位置の情報を掲載している。

事例表 3 - (2) - ②

自官署のホームページ上で公表しているが、一部のAEDを公表していないもの(1機関1官署)

事例番号(公表-2)

調査対象官署名: 札幌開発建設部 国営滝野すずらん丘陵公園事務所

AEDの設置数: 専用9台

【事例の説明】

当該施設は、施設内に設置するAEDについて、夏季、冬季それぞれの利用シーズンごとに作成した園内マップにAEDの設置場所を表示し、当該施設のホームページに掲載している。

しかし、AEDの実際の設置場所と園内マップの表示内容とを比較、確認していなかったため、園内に設置している9台のAEDうち、園内マップに設置場所を表示しているものは夏季及び冬季とも6台のみとなっており、設置しているAEDの一部については設置場所が表示されていない。

当該官署では、冬季利用者の救難救護のためにスノーモービルに積載し、運搬するAEDもあることから、9台全てを園内マップに掲載することは難しいが、設置場所が明確なものについては園内マップの見直し時期に掲載したいとしている。

(注) 当該施設のAEDについては、当該施設の運営管理業務を受託する民間事業者が設置し、管理している。

表 AED設置場所の園内マップへの掲載状況

区分	No.	AED設置施設名	園内マップ	
			夏季	冬季
通年設置	1	カントリーハウス	○	○
	2	こどもの谷虹の巣ドーム	○	○
	3	公園案内所	○	○
	4	森の交流館	○	○
夏季設置	5-①	ビジターセンター「東ロゲート」	×	該当なし
	6-①	オートリゾート滝野センターハウス	○	
	7-①	サイクルセンター(鱒見口料金徴収ブース)	×	
	8-①	森の情報館	○	
	9-①	レストランあしりべつ	×	
冬季設置	5-②	滝野公園事務所庁舎	該当なし	×
	6-②	スキーヤーズサロン		○
	7-②	中央管理所		○
	8-②	(東口)事務所車庫		×
	9-②	溪流口駐車場料金所		×
園内マップに掲載されているAED台数の合計			6	6

(注) 1 園内マップは、夏季は「グリーンシーズン全園マップ」、冬季は「滝野スノーワールド利用ガイド」による。

2 上表中の枝番「数字-①」は夏季設置場所を、「数字-②」は同一のAEDの冬季における設置場所を示す。

事例表 3 - (2) - ③

(自官署のホームページ上で A E D の設置情報を公表していないもの (11 機関 22 官署))

<p>事例番号 (公表 - 3)</p> <p>調査対象官署名 : 札幌法務局札幌西出張所 (単独庁舎入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、自官署のホームページを上部機関である札幌法務局が作成していること及び A E D の設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、A E D の設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。</p>
<p>事例番号 (公表 - 4)</p> <p>調査対象官署名 : 函館地方法務局 (函館地方合同庁舎 2 階、3 階入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、A E D の設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、A E D の設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。</p>
<p>事例番号 (公表 - 5)</p> <p>調査対象官署名 : 旭川地方法務局 (旭川地方合同庁舎 3、4 階入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、A E D の設置情報の公表については、財団への登録をもって足りると判断し、A E D の設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、A E D の設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。</p>
<p>事例番号 (公表 - 6)</p> <p>調査対象官署名 : 釧路地方法務局帯広支局 (帯広法務総合庁舎 2 階入居)</p> <p>A E D の設置数 : 専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>当該官署は、A E D の設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、A E D の設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。</p>
<p>事例番号 (公表 - 7)</p> <p>調査対象官署名 : 札幌高等検察庁 (札幌第 3 合同庁舎管理官署)</p> <p>A E D の設置数 : 共用 2 台、専用 1 台</p> <p>【事例の説明】</p> <p>札幌第 3 合同庁舎の管理官署である当該官署は、自官署のホームページに合同庁舎に係る情報を掲載するサイトがないことや公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、合同庁舎内に設置している 3 台の A E D の設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。</p>

事例番号（公表－８）

（調査対象官署名）

- ① 北海道財務局（札幌第１合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用２台
- ② 函館財務事務所（函館地方合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用１台
- ③ 旭川財務事務所（旭川地方合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用１台
- ④ 釧路財務事務所（釧路地方合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用１台
- ⑤ 北海道財務局小樽出張所（小樽地方合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用１台

【事例の説明】

上記①から⑤の５官署は、それぞれ合同庁舎の管理官署であるが、自官署のホームページに合同庁舎に係る情報を掲載するサイトがないことや公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、合同庁舎内に設置している A E Dの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

事例番号（公表－９）

調査対象官署名：函館税関（函館港湾合同庁舎管理官署）

A E Dの設置数：共用２台

【事例の説明】

当該官署は、合同庁舎の管理官署であるが、自官署のホームページに合同庁舎に係る情報を掲載するサイトがないことや公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、合同庁舎内に設置している A E Dの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

事例番号（公表－10）

（調査対象官署名）

- ① 札幌国税局（札幌第２合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用１台、専用１台
- ② 旭川東税務署（単独庁舎入居） A E Dの設置数：専用１台
- ③ 苫小牧税務署（単独庁舎入居） A E Dの設置数：専用１台
- ④ 室蘭税務署（室蘭地方合同庁舎管理官署） A E Dの設置数：共用１台、専用１台

【事例の説明】

上記①から④の官署は、平成 26 年 12 月 1 日現在、A E Dの設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成 26 年 12 月 1 日現在、A E Dの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

なお、札幌国税局は、ホームページに掲載する情報や様式等は国税庁全体で統一されていることから、A E Dの設置情報をホームページに掲載する場合は、国税庁と協議する必要があるとしている。

事例番号（公表－11）

- ① 釧路労働基準監督署（単独庁舎入居） A E Dの設置数：専用１台
- ② 北見公共職業安定所（北見地方合同庁舎入居） A E Dの設置数：専用１台
- ③ 苫小牧公共職業安定所（苫小牧港湾合同庁舎入居） A E Dの設置数：専用１台

④ 札幌東公共職業安定所（単独庁舎入居）AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

上記①から④の官署は、自官署のホームページを上部機関である北海道労働局が作成していることやAEDの設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成26年12月1日現在、AEDの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

事例番号（公表－12）

調査対象官署名：札幌開発建設部（単独庁舎入居）

AEDの設置数：専用2台

【事例の説明】

当該官署は、AEDの設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成26年12月1日現在、AEDの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

事例番号（公表－13）

（調査対象官署名）

① 釧路運輸支局（単独庁舎入居）AEDの設置数：専用1台

② 北見運輸支局（単独庁舎入居）AEDの設置数：専用1台

【事例の説明】

○ 上記①の官署は、AEDの設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成26年12月1日現在、AEDの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

（注） 当該官署は、当局の調査を契機として、平成27年1月26日に自官署のホームページにAEDの設置情報を掲載している。また、当該官署が釧路市に対して要請し、平成27年1月23日に同市のホームページに当該官署のAEDの設置情報が掲載されている。

○ 上記②の官署は、AEDの設置情報を公表することの有効性について検討したことがなかったことから、平成26年12月1日現在、AEDの設置情報を自官署のホームページ上で公表していない。

（注） 当該官署は、当局の調査を契機として、平成27年1月23日に自官署のホームページにAEDの設置情報を掲載している。

なお、当該官署が所在する北見市のホームページでは、国や北海道が設置するAEDについては公表されていないため、当該官署は、平成26年9月に、北見地区消防組合が実施するAED使用協力登録制度に登録し、協力事業所の認定を受けている。

4 ガイドライン等の内容を承知していなかった官署

実 態	説明図表番号
<p>AEDの設置、管理等については、法的な根拠や基準がないため、現状では、厚生労働省が各府省等に通知している平成21年通知及び平成25年通知並びに同省が公表しているガイドライン（以下「ガイドライン等3通知」という。）で示されている内容がAEDを適切に管理する上での具体的な指針、基準となる。このため、国の行政機関におけるAEDの適切な管理等が確保されるためには、AEDを設置している各官署がガイドライン等3通知で示されている内容を理解、認識し、日常点検の励行、AEDの適切な配置、職員に対する講習の実施、AEDの設置情報の財団への登録等について積極的に取り組むことが重要と考えられる。</p> <p>しかし、今回実地調査したブロック機関等の上部機関12機関を含む25官署のうち、9機関（75.0%）、19官署（76.0%）において、ガイドライン等3通知の全部又はいずれかの内容が承知されていなかった。</p> <p>これらのうち、1機関4官署は、本省庁からガイドライン等3通知を受けていたが、前任の担当者から引継を受けていない等の理由で、現担当者がガイドライン等3通知の内容を承知していなかったものである。しかし、他の8機関（66.7%）、15官署（60.0%）は、本省庁からガイドライン等3通知を受けていないためその内容を承知していなかったものであり、本省庁がこれらの機関、官署に対してガイドライン等3通知を周知していなかったものとみられる。</p>	<p>図表4-①</p> <p>図表4-②</p>

(説明)

図表4-① ガイドライン等3通知の收受状況（平成26年12月1日現在）

- ：ブロック機関等が本省庁からガイドライン等3通知を受けており、調査対象官署もその内容を承知している
- △：ブロック機関等が本省庁からガイドライン等3通知を受けているが、調査対象官署がその内容を承知していない
- ×：ブロック機関等が本省庁からガイドライン等3通知を受けていないため、調査対象機関がその内容を承知していない
- 不明：文書保存期限を過ぎているため、ガイドライン等3通知の收受状況が分からない

本省庁	ブロック機関等	調査対象官署	平成21年通知の收受状況	平成25年通知の收受状況	ガイドラインの收受状況
法務省	札幌法務局(※)	札幌西出張所	不明	×	×
	函館地方法務局(※)	同左	不明	×	×
	旭川地方法務局(※)	同左	不明	×	×
	釧路地方法務局(※)	帯広支局	不明	×	×
検察庁	札幌高等検察庁(※)	同左	△	×	×
財務省	北海道財務局	同左	△	△	△
		函館財務事務所	○	○	○
		旭川財務事務所	△	○	○
		釧路財務事務所	△	△	△
	小樽出張所	△	○	○	
	函館税関	同左	○	○	○
国税庁	札幌国税局(※)	同左	不明	×	×
		旭川東税務署	不明	×	×
		苫小牧税務署	不明	×	×
		室蘭税務署	不明	×	×
厚生労働省	北海道労働局(※)	釧路労働基準監督署	×	×	×
		北見公共職業安定所	×	×	×
		苫小牧公共職業安定所	×	×	×
		札幌東公共職業安定所	×	×	×
国土交通省	北海道開発局	札幌開発建設部	○	○	○
		滝野すずらん丘陵公園事務所	○	○	○
	北海道運輸局(※)	釧路運輸支局	×	×	×
		北見運輸支局	×	×	×
気象庁	札幌管区气象台	函館地方气象台	○	○	○
		稚内地方气象台	○	○	○

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成。

2 ブロック機関等のうち、ゴシック(※印)のものは、本省庁からガイドライン等3通知の全部又は一部を受けていない8機関である。

3 調査対象官署のうち、ゴシック(網掛け)のものは、ガイドライン等3通知の全部又は一部のいずれかの内容を承知していない19官署である。

図表 4-② 平成 21 年通知の通知内容（抜粋）

医政発 0416002 号
薬食発 0416002 号
平成 21 年 4 月 16 日

関係省庁等 あて

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している AED の適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施する AED の使用に関する講習会においても、AED の適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めた AED の適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

（関係省庁等の宛名）

内閣官房内閣総務官、内閣法制局総務主幹、人事院事務総局総括審議官、内閣府大臣官房長、宮内庁長官官房審議官、公正取引委員会事務総局官房総括審議官、警察庁長官官房長、金融庁総務企画局長、総務省大臣官房長、公害等調整委員会事務局長、消防庁次長、法務省大臣官房長、公安調査庁総務部長、最高検察庁総務部長、外務省大臣官房長、財務省大臣官房長、国税庁次長、文部科学省大臣官房長、文化庁次長、社会保険庁総務部長、中央労働委員会事務局長、農林水産省大臣官房長、林野庁次長、水産庁次長、経済産業省大臣官房長、資源エネルギー庁次長、特許庁総務部長、中小企業庁次長、国土交通省大臣官房長、観光庁次長、気象庁総務部長、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁総務部長、環境省大臣官房長、防衛省大臣官房長、会計検査院事務総局次、長最高裁判所事務総局経理局長、衆議院事務局庶務部長、参議院事務局庶務部長、国立国会図書館総務部長

（別添は略）

（注）1 下線は当局が付した。

2 「関係省庁等の宛名」で下線を付したものは、本省庁等からガイドライン等 3 通知を受けていないブロック機関（8 機関）の本省庁（厚生労働省を除く。）である。